

## 平成25年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成25年9月11日（水）午前9時開議

### 日程第 1 一般質問

---

#### ○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

#### ○欠席議員（なし）

---

#### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	中里重義君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	長谷川健一君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	山口秀雄君
都市建設課長	鈴木渡君
会計管理者	荒井利和君
教育委員会 事務局長	根岸一仁君
農業委員会 事務局長	山口秀雄君

---

#### ○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田吉一
庶務議事係長	伊藤泰年

行政安全係長兼  
議事事務局書記

根 岸 光 男

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

○一般質問

○議長(野中嘉之君) 本日の会議は一般質問です。  
通告順に従いまして質問を許可いたします。  
通告1番、森田義昭君。  
なお、質問の選択は一問一答方式です。

[1番(森田義昭君)登壇]

○1番(森田義昭君) 1番、森田です。おはようございます。本日も60分よろしく願います。  
まず初めに、熱気球落下事故におけるラムサール指定地への影響について質問したいと思います。板倉町防災訓練、まさにその日の痛ましい事故でしたが、場所が板倉町ということで、なぜこのような質問をするかについては、6月24日の新聞記事が全てでありまして、板倉町渡良瀬遊水地と名指しで出ていたため、板倉町がラムサールでまちおこしをする矢先に悪いイメージでも受けないだろうかと心配する一人だからです。

この事故は、お一人亡くなられたという最悪の事故だったのですが、飛んだ地点は栃木市のスカイフィールドわたらせということで栃木市から離陸したわけですが、たまたま板倉町で起きてしまったという事故です。今までは憧れでバルーンを見ていたのですが、このような事故が起きてしまうと、飛ばれている板倉、新聞に出てしまう板倉町としては、安閑とはしてられないような気がします。インターネット検索で調べてみますと、熱気球の事故として一番最初に記事になっているのが群馬県板倉町の湖でした。なぜか板倉町の湖と出ております。新聞では、板倉渡良瀬遊水地、インターネットでは板倉の湖、当の板倉町としては降って湧いたような事故ですが、事前に板倉町に飛行ルートとか許可申請は出ていたのでしょうか。まず最初に伺いたいと思います。

○議長(野中嘉之君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 熱気球の遊水地に関する事故でございますけれども、事前に本町に対しまして飛行ルート、もしくはその飛行に関する届け出等は一切ございません。

○議長(野中嘉之君) 森田義昭君。

○1番(森田義昭君) 熱気球には飛行ルートはないらしいです。あるとしたら、風任せとか、もっとびっくりしたのは、厳密には免許も要らないとか、法的には必要なしとインターネットには出ていました。それならば、ラムサール指定地として何らかの束縛はできないのですか。読売新聞などでは、「名勝地板倉にショック」と出ており、あたかも板倉町で事故が起きて、危険な地域ととれるような記事でした。実際には栃木市から飛んでいるのに、ラムサール湿地登録を受けて、国土交通省と遊水地周辺の4市2町で遊水地の活用についての協議会が設立されたと聞きましたが、その協議会の目的や役割をお聞かせください。もし、

その協議会の中で、こうした遊水地内でのスポーツにも何らかのルールづくりが行われているのであれば、それも含めて伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 議員のご質問の協議会というのは、今年の8月2日に設立されました渡良瀬遊水地保全・利活用協議会のことであろうと思います。この協議会につきましては、栃木市、小山市、古河市、加須市、野木町、それと本町の4市2町が中心となり、それに国交省が事務局となりまして設置されました。そのほかに遊水地に関する自然保護団体もしくは遊水地を活用している団体等全て37団体が加盟してございます。この協議会につきましては、ラムサール条約の3本の柱であります湿地の保全と再生、それと賢明な利用、交流と学習ということを事前に情報交換し、渡良瀬遊水地の活用に向けて推進していくという協議会でございます。

また、渡良瀬遊水地のスポーツ関係と伺いますか、そちらの協議会もでございます。これは遊水地を利用している39のスポーツ団体が、渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会というのを設立しまして、遊水地を利用する上でのルールとマナーを設定し、遊水地内での事故発生の防止に努めておるという状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 具体的なルールは、その中ではつくられていないのですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 具体的にスポーツ利用等連絡協議会の規約がありまして、その中に上空の利用、空の利用というのがございます。その規約では、上空利用者は、自己責任、自己管理のもとで十分に注意する。または、貯水池、越流堤、駐車場、道路等については、緊急の場合を除き離着陸を禁止する。または、離着陸を除き、通常10メートル以上を目安に飛行するという内容でございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 今の具体的なルール、何か大学の同好会のようなルールにも聞こえましたが、それは事前に当町に連絡が来ているわけですね。伺いたいです。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） このスポーツ利用者等連絡協議会につきましては、4県の教育委員会並びに4市2町の教育委員会等が加盟しておりますので、本町には事前に連絡が来ていると思います。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） この自分たちでつくったルールとマナーですが、今回の事故をどのように受けとめているのでしょうか。さらに言えば、板倉に対して謝罪と反省、また、これから二度と起こさないための改善など示されているのか伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 熱気球に関しましては、日本気球連盟という組織がございますが、そちらが全国的な気球を統括している組織と聞いております。今般の事故に関しましては、私どもは新聞等での内容を知るといふことでありまして、特段その気球連盟もしくは当事者等からの説明等は一切ございませんでした。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 熱気球で事故が起きて、それがどういう原因か、またどういう事故かということには自分も余り関心はありませんが、最悪はエジプトの事故のように火を噴いて小学校でも民家でも落ちてきたら、町民の安全など守れるわけがないと思います。町の名所が悪いイメージで払拭できないところまで追い込まれる前に、上空侵犯をして、事故が起こると地名が出てしまう前に、板倉町の独自のルールは必要かと思ひます。何度も言ひて申しわけないのですが、インターネットでは板倉町の湖と出ます。それはそれでしょうがないです。車の事故と一緒に、誰が、どこで事故を起こすかはわかりませんが、それでは板倉の空を利用するのであれば、全体的なルールが具体的にないのでしたら、車と違ひて、板倉町的なルールづくりに積極的にかかわっていくべきではないでしょうか。自分の庭でやるのでしたら、勝手に遊んでいて、楽しく、それはそれで何もなければ結構です。今回のような事故が起きてしまひてからや、起きる前に本当なら安全な管理が構築されていなければと思ひます。

夏、海に行つてもです。地元の人だからわかつている危険な場所などは立入禁止があるではないですか。先ほど話に出ました気球連盟事故調査委員会の発表が、2カ月たった8月21日付の新聞に出ていました。これには操作する人、亡くなった男性ですが、飛行経験不足であり、基本的なことが行われていなかったとありました。この男性の飛行時間が書いてありませんでしたが、経験は5年だそうです。何を物差しにして語つていいのか、気球連盟事故調査委員会の説明ではわかりませんが、5年では経験不足になるのです。町長、どう思ひますか。空に壁はつくれませんが、ルールはつくれると思ひます。5年の経験では板倉はだめだと、これと言ひえるのではないのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。昨日に引き続いてお世話になりますが、よろしくお願ひします。

ただいまの森田議員から先般の防災訓練当日の気球の事故等について、ある意味では厳しい、ある意味ではありがたい問題提起をいただひていると思ひております。基本的に事故ですから、どこへ、どんなルールを引いても、どんなに制限をしても、事故はあり得ると。東京都の上空に飛行ルートが設定されていても、ジャンボ機が落ちるといふことで、落ちれば大変な事故になるということも想定されるわけでありまひす。そのときにとっさの判断で、できるだけパイロットは最小の被害地、被災を想定した場所に着陸ということが最後の緊急判断になるわけだろうと思ひておまひして、ルートの中に落とすといふことでもありませんし、そういう立場になつてみなければわからないと思ひうのです。いずれにしても一つは避けて通れないものであるといふ考え方を原点に持ちながら、遊水地に落ちたからといひて、たまたま着地点が板倉であつて、森田議員が指摘するように、板倉の悪いイメージが余計出るかどうかといふことについて私は疑問を感じまひす。落ちたのが板倉だったのかといふのが、例えば板倉の遊水地の中でしょうっちゅう婦女暴行が起こるとか、痴

漠的犯罪が起こるといえば、そこは悪いイメージになりますが、そういう事故についてでございますので、板倉に落ちたのかという、その範囲内ぐらいでおさまるのかなという、不見識かもしれませんが、イメージ的にはそんなふうにも思います、

ただ、先ほど言いましたように、火を噴いて学校にでも落ちたらということでもありますので、そういう可能性は万が一でもあるわけですし、気球の安全運転といいますが、いわゆる安全管理の申し入れをそういう意味ではしっかりとすべきかなと。そういった意味では、スカイスポーツの団体、39の中で幾つあるかわかりませんが、ラムサール関係の協議会の中でも、あるいはまた今日を機会にこういった町民の代表からの質問も出ているということも含めて、ぜひ経験不足、いわゆるそういった面での厳しさをもう少し慎重に取り扱ってほしい、あるいは全体的に極論を言えば、先ほど例を挙げたようなルールを、火を噴いて学校にでも落ちたらどうするのかということも含めて、どういう教育をしていくのかということも含めて、安全管理の申し入れをしっかりと担当課から相手方に届けさせたいと考えます。

そういうことで、ただ事故については、どんなに申し入れても起こることが事故でありますから、不可避という点も否めないのが事実であろうと思っております。防げるだけのことについては、指摘されたような面で対応したいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） ここで御巢鷹山を出すレベルではないのはわかっておりますが、これからも熱気球は飛ぶと思います。板倉町の空をきれいに彩ると思います。だから、今何らかのルールづくりが必要かと思っております。町民は、また落ちやしないか心配しながら見るのではないのでしょうか。ちなみに、当町の方で、この熱気球をなさっている方はいらっしゃるのですか。町で把握しているのでしたら、伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 板倉町で愛好者がいるかということでございますが、その辺は把握してございません。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 当町にもいない、ルールもない、当町で死亡事故だけが起きている現状には、やはり納得はできません。町としても口を挟む公的機関を是が非でも知ってほしいと思います。車の場合でもそうですが、当町の道路を当町の町民だけが事故を起こしているわけではありませんが、ルールは完全に全国统一ででき上がっています。免許もあります。万人がそのルールのもと、当町の道路を走っているわけです。先ほど、海の場合などでは、地元の人が危ないとわかっているところは、ローカルなルールで万人に注意を促しています。町民が一人もやっていなくても、当町の空を利用している。ましてやこのような事故が起きているわけですから、知らんぷりはできないと思います。

また、これはバルーンとは別ですが、羽生市から飛ぶグライダーも同じだと思います。ほとんど飛んでいるのは板倉上空です。バルーン同様、飛行ルートなど事前に板倉町に知らせなくてもよいのでしょうか。自由勝手に飛んでいるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） グライダーにつきましては、航空法という法律の適用がございまして、その航空法によりまして、その飛ぶエリア、もしくは着陸するエリア等が決まっているようでございます。羽生にあります羽生滑空場につきましては、利根川の右岸にあるのですけれども、その着陸・離陸の空域が飯野付近まで来ているということで、それによって板倉町の上空を飛んでいるということでございます。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 地域住民としては、グライダーではなく、主にセスナですが、騒音なども気になるところだと近所の人などから伺っております。苦情などはどちらにしたらよいか聞かれたこともあります。また、万が一のときの対処などを考えると、町としての窓口は明らかにしてもらいたいというのが、このような事故が起きるたびに思うことです。窓口は町としてあるのかなのか、見解を伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 羽生滑空場にかかわります事務局は本町にはございませんけれども、除川滑空場に関することは当企画財政課が窓口として対応しております。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今の答弁は不足でございます。苦情については、いかなる苦情も、どこへ持ち込まれても、システム上、町長にまで上がることになっております。課長判断あるいはそれ以下の判断で済むものは、そこでとまりますが、そういうシステムになっておりますので、窓口そのものが特定されなくても、いかなる苦情も基本的にはどこかへ届ければ上がることとなります。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 何度も言いますが、板倉町としましても、ラムサール登録を受けて渡良瀬遊水地をこれからセールスポイントにしようとしているところです。やっと足尾鉾山の悪いイメージから脱却しようとしているのですから、安全安心に向けての努力はこんなところにも必要だと思います。

ところで、それを踏まえて、ラムサール登録地として板倉町の方針、観光化、これは以前、荒井議員さんが取り上げていましたが、具体的な動きは見えてきたのですか。ラムサール登録をどのように活かしていくのか伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） ラムサール条約を踏まえまして、渡良瀬遊水地に関する賢明な利用ということで、さまざまな角度から検討しておりますけれども、なかなか難しいものがございます。先ほど渡良瀬遊水地保全・利活用協議会が8月2日に設立されたということで、この協議会には、先ほど申し上げたとおり、ラムサール条約の3本の柱であります湿地の保全、再生並びに賢明な利用、もしくは学習、交流という柱がございまして、それと、それらに向けまして、遊水地の治水機能の向上、積極的な自然環境の保全・再生、さまざまな利活用の促進につきまして、関係機関及び周辺住民が協議会を行うことを目的としております。この協議会の構成員には、先ほど申し上げたとおり、周辺自治体等が参加しております。それらが、この協

議会等を活用しまして、各種団体と連携を図ることで、人々の交流促進や地域振興につながるような活動ができればと考えております。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 各種団体との連携は必要ですが、当町が核となっていけるところから、当町独自の、広くは揚舟、雷電神社、天神様、どんな小さなことでも当町で拾い上げて、貪欲にセールスポイントを広めていかなければ、誰もやってはくれないと思います。第三者的に見て積極性に欠けているとしか思えません。特にラムサールの特徴とは、今の答弁にもありましたが、生き物の生息地として重要なことばかりではなく、私たちの暮らしを支えている貴重な場所なわけで、特に湿地における賢明な利用が求められています。私たちの身近にあり、人間の生活環境や社会活動と深くかかわっていく場所でもあるのです。そのためラムサール条約では、湿地の生態系の機能や、湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように湿地を活用する。賢明な利用を進めているのです。安易な開発はせずに、湿地の賢明な利用によって、未来の子供たちにもその恵みを受けさせる、そういった義務が当町もあると思います。その点を踏まえて、板倉町の観光に利用できるように進んでいければと思う一人です。ラムサールイコール湿地における賢明な利用ということです。

つい3日前に、2020年のオリンピックが東京開催と決まりました。世界中の人が日本へ押し寄せると思います。その中にはラムサール条約に関心を持っている人もいると思いますが、それを起爆剤としてアピールしていこうではありませんか。東京から約1時間ちょっと、ぜひ当町へも来てもらいたいものです。宣伝もしなければ誰も来ないと思いますが、あと7年、知恵を出し合って、ぜひ板倉からも「お・も・て・な・し」、おもてなしの心を出していただきたいと思います。もちろん事故は熱気球だけではなく、渡良瀬遊水地や利用するウインドサーフィン、バーベキュー、その他いろいろ安全安心もこれから見守っていききたいと思います。

では、次の質問に移ります。安全な通学路について伺いたいと思います。まず、その前に、学童誘導員と呼ばれる方が板倉町にもいらっしゃいますか、伺いたいです。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまのご質問ですが、学童誘導員という特別な名称をつけた方は、現在のところ板倉にはおりません。ただし、役割的には、交通の安全ということ、子供たちの安全ということで、交通安全週間などでは、朝の登校時に先生方やPTA役員の方、安全協会の方がそれぞれ通学路に立たれまして、校外パトロールも含めまして子供たちの安全を確保しているという状況になっております。また、小学校におきましては、特に下校時に一斉下校などをやるときには、先生方が手分けし、児童の下校に同行しまして、安全に帰宅ができるような対応をとっているのが現状です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 学童誘導員というのは、自分もテレビのニュースで初めて知りました。今年の6月から7月において、登下校中の子供が切りつけられる事件が立て続けにあり、ついこの前練馬区の小学校の門前では、小学1年生をナイフで切りつけた事件もありました。悲惨な事件でしたが、あるお一人の方のおかげで大事に至らず済んだと言われ、校門前の横断歩道で旗振りをしている人です。もしかしたら私の時代

では緑のおばさんと言われたかもしれません。今は学童誘導員と呼んでいるようです。

その人、広戸勇さんという方ですが、71歳です。木製の黄色い横断旗を振り回し、ナイフを手に暴れている犯人の前に立ちはだかったそうです。一步間違えれば自分の命も危うく、落とすかもしれない状況ではなかったでしょうか。義務とか勇敢を超えた行動だったと思います。もちろん学童誘導員としての講習では、ここまでのマニュアルはないと思いますが、ぜひ当町にもいてほしいと思ったのは私だけではないと思います。検討する価値はあるとは思いますが、別に名称にこだわらず、交通誘導員さん、その他PTAの皆さんと同じなら、それで結構だと思います。

そして、このような事件は1カ所で起きると、これが連鎖するという事実です。子供の親としては心配なところですが、そこであえて通学路の安心安全について伺います。車社会になって久しい日本ですが、それだけに車対人の共存は今や欠かせなく、正しいルールを守ってこそ安全を守っていくものだと思います。今の子供たちは、生まれながらにして車の中で成長してきていますが、同じ道を毎日通学していても、環境は毎日変化しております。また、どちらかが、どちらかとは子供と車ですが、ルールを怠れば取り返しのつかない悲劇が待っているのです。そのことを踏まえ、安心安全な通学路を設定されていると思うのですが、過去に板倉町で通学路での児童が被害に遭った事例はあるのでしょうか、そのときの事故の内容や、その後の対処方法を教えてください。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまのご質問で、過去にということはなのですけども、ここ数年来、私の知っている限りでは、通学路での大きな交通事故はなかったのではないかなと思っております。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 以前の一般質問の中で、小森谷議員が通学路の安全性についての確また熱く質問した資料を目にしました。その後、それについてはどのような経過をたどっているのでしょうか。たしか学校側は、現場を実際に歩いてみて、点検しているが、その際の報告はきちんと教育委員会に上がってきていないのでは、そのような質問でした。1年前の6月の定例会の質問でしたが、まだ亀岡市の事件も、お隣、栃木県鹿沼市におけるクレーン車の事故も記憶に鮮明なときでした。この事例は、子供たちには何ら落ち度もなく、運転手のルール違反を超えた、ある意味犯罪と呼んでも決して過言ではない、そんな事例ですが、それこそそういう運転手を未然に防ぐのは警察の領域になりますが、小森谷議員さんにおきましても自宅が学校に近く、毎日児童の通学を目にしていれば、このような悲劇を板倉町で起こしてはならないといった強い思いでの質問だったと思います。私も同感であります。学校側は現場を見て回り、問題点があれば教育委員会に指摘していく、そして改善する、これは今現在、行われているのですね。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまの通学路の安全点検ということですけども、今、議員からお話がありましたように、昨年特に京都を初めとしまして全国的に小学生を巻き込んだ大きな事故が発生しました。それをきっかけとしまして、全国的に通学路の点検をなささいということが国や県から指摘されたところですが、それに基づくような形になりましたけれども、当町におきましても学校と行政関係、それと

保護者の方が一緒に通学路を歩いて点検させていただきました。その中で特にということで、小中学校で16カ所になります。16カ所の危険箇所が問題となりまして、平成24年度中にはそのうちの13カ所の整備や対応を済ませております。残念ながら3カ所が平成25年度に持ち越しとなっておりますけれども、現在、そのうちの1つは解決済みとなりまして、残り2つの場所につきまして、ただいま調整中となっております。また、本年度25年度におきましても、前年度と同様に作業点検、そして改善方法にも取り組んでいるところです。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 16カ所も危ないところがあったわけですね。具体的にはどういうことなのでしょう、危ない場所。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 場所につきましては、これは役場の都市建設課建設係で全体をまとめていただきまして、地図の上に落として公表させていただいております。全部で13あるのですが、例えば議員の地元の西小学校の関係で申し上げたいと思います。増田医院がございまして、あそこの公園通り線を渡るところに横断歩道があります。その横断歩道が北側に以前はあったわけですが、子供たちが歩く内容から南側にあったほうがより安全だという要望が学校等から上がっておりました。役場内でいろいろ検討させていただきまして、予算も確保しまして、そこの横断歩道を現在は南側につけ替えているという現状がございまして。そのほか各学校区でそれぞれ特徴的に、特に南小では、通学路だけではなくて、用水路の関係もあわせてというお話も出ておりまして、そのようなことを16カ所地図に落とした形で公表させていただいているところです。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 小学校のある場所が表通りに面しておりますので、通学路を車の量の少ない裏通りというわけにはいかないのが現状だと思います。そこで、子供たちへの安全教育は重要かと思えます。安全教育ですが、それはどのように行われているのかお聞きしたいと思います。具体的な安全教育をどのように行っているか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 学校で行っております教育活動というものは、皆様ご存じのように、学習指導要領というものに基づきまして全てカリキュラム等が組まれております。その中で、ご質問にありました安全教育という関係になりますけれども、これは学習指導要領の中では教科を横断して改善していくものと言われておりまして、大きく3つの分野ということで、安全につきましても1つは生活の安全、2つが交通の安全、3つが災害についての安全ということで、これらを行うように規定されております。また、その目的としましては、自他の危険予測、危険回避の能力をつけること、これが学校の教育活動全体の中で、この能力をつけていくということが前提となっております。具体的に、この中の安全の中の交通に関する安全ということになりますけれども、例えば小学校におきましては交通安全教室を開催しておりまして、横断歩道や、その近くにある道路標識等の意味について理解させたり、子供たちが適正な行動がとれるような、そういった教育をしています。特に小学校の低学年につきましては、判断的に難しいところがありますので、

正しい横断、歩行の仕方などを行ったり、高学年になりますと、自転車に乗って遊ぶ時間も増えてまいりますので、自転車の乗り方についても行っております。また、中学校におきましては、今申し上げました自転車ということで、全生徒が自転車通学しておりますので、特にこの件に関しては時間をかけまして、交通安全教室の中で指導しまして、交通事故の具体的な事例とか、自転車に乗るときの注意などを一人一人の生徒たちが理解できるような、そういった内容で意識を高めております。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） その交通安全教室ですが、年に何回ほど実施しているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 学校の都合にもよりますが、年に一、二回程度実施しております。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 私も通学時間帯などよく見かけるのですが、特に朝は問題はないのです。やはり上級生と一緒にだからなのか、きちんと列をなして歩いています。問題は帰りです。同級生同士で帰るものだから、まず列はできていません。ひどいときは横並びで、場合によっては道をふさいでいるのもまれではなく、クラクションにもびっくりしません。もう一度安全教育をしっかりとお願いしたいと思います。先生方には帰り道に重点を置くようお願いし、指導の徹底に力を入れてください。もちろん安全教室においても、帰り道に重点を置くよういま一度お願いしておきます。

安全な道はどこにもないと思います。それよりも、子供たちに安全な心がけ、歩き方を教えていくのが近道のように思います。また中学生の自転車通学が答弁されましたが、気になっていたのが、橋の欄干の高さです。合の川の橋もでき上がりました。欄干の高さなのですが、あれが標準の高さなのでしょう。通学には合の川の橋は関係ありませんが、中学生の通学路に蛭田橋があります。これも、昨日、今村議員が質問しておりましたが、あれでは保護者の方から歩道ないし中学生の自転車通学のための安全な対策等を要望されるのもわかるような気がします。中学生は自転車通学ですが、蛭田橋の欄干では、自転車で渡りますと、体のほとんどは欄干の上に出てしまいます。少しでも車にあおられてもしたらと思います。これまでに欄干から落ちるような事故がなかったから見逃されているような気もしますが、これなどはまた機会があったら質問したいと思います。

次の質問に移ります。次は、全国学力テストについて、これも以前、私が質問したのですが、最近、結果が新聞、テレビ等で報道されました。まず初めに、前回の一般質問で全国学力テストの公表はなぜしないのか、私が質問した件です。そのときは、これは国政なので深く追及しませんでした。しかし、私が質問して1カ月もたたないうちに、学校別の成績公表の是非を保護者や小中学校に尋ねてアンケート調査をすると新聞に出ていました。これは何ですか。私が板倉町議会で質問したことが、文部科学省に届いたのでしょうか。アンケート調査を実施するに至った経緯について伺いたいし、またアンケートの結果は出ているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） アンケート結果はまだ出ておりません。今お話しアンケートということですが

れども、全国で小中高から1,000校、それから保護者から1万人、そして都道府県の知事、市町村長、教育委員会等にアンケート調査を依頼しているということで、その結果、11月に結論を出すということです。まだ出ておりません。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 何しろ余りにもタイミングが一致したもので、自分でもびっくりしています。8月28日の報道では、従来どおり、県別の結果報告だけでしたが、民主党政権下では抽出された学校だけですが、今年4月に実施されたのは全国の学校、文字どおり全国学力テストの名のとおり、全校の小学6年生と中学3年生全員ということです。より細かな市町村別や学校別のデータが得られたと思います。8月29日付の読売では、これによって自治体がテストの結果を保護者に丁寧に説明し、課題を共有するとあり、もしかしたらオープン化に向かっているのかもしれない。前回の質問では、過度な競争や序列化を防ぐ、そういう理由で公表はしない答弁でしたが、教育長、それに間違いはないですか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） それに間違いありません。公表する意思はございません。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 序列化や過度な競争とは、生徒に対してか、それとも先生たちなのかよくわからないところもありますが、前回の自分の質問の意図とするところは、安倍総理の肝いりで全国の小中学校を巻き込んだ大々的なテスト、それも先生に頼るのではなく、業者にお願いしてまで採点する大変お金のかかる一大事業なのに、公表は過度な競争を防ぐために行わない、そこまでしても公表を渋る理由が聞きたかったのです。国政にもかかわらず、あえて素朴な疑問としてここ板倉町議会で質問させていただきました。もしかしたら私だけでなく、もっと詳細な結果発表へ方向転換してほしいと多くの人々の意見が文部科学省に寄せられたのでしょう。その辺の経過は先ほどの説明でわかりましたが、日本中の全小学6年生と中学3年生、これだけの手間をかけて、県別の順位だけではデータの出し惜しみとしかとれません、ここへ来て国の施策の全国学力テストが一気に地方の意見を求めてきた。町の教育委員会にアンケートとして学校別成績を公表することなどの是非を尋ねると新聞には出ていました。その内容が一端でもわかればと思い、質問しているのです。国の方針が地方におりてきて、真意を当町としてはどのように受けとめて対処するのか伺いたい。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 先ほど申し上げましたように公表する意図はないということですが、基本的には各学校にその内容が当然報告されるわけです。それをもとに、子供たちもさらにどこができなかったのかということで分析するわけですが、それが本来の学力テストの意図である、狙いであるということから、そういう考え方でいるわけです。正直言います、中身は一部分です。国語、そして算数です。しかも、6年生、3年生、中3ということで、非常に一部なことでありますので、やはりそれが結果的に序列化あるいは過度な競争につながると。また、町内におきましても、どこの学校というのが即測定されてしまうということ、まして中学校は1校しかないのも、個人にまで行ってしまうということも懸念されます。そういう意味では、やはり従来どおり、発表しないほうがよかろうと、各学校にとどめておくほうがよかろう

という考え方です。

なお、参考までに、これは静岡県の状況ですけれども、教育長の緊急会議があって、その場面で無回答率が多かったようですと色々な話があります。そして、それを受けて具体的にできなかった分どうするのだと。例えば、国語のAの基礎・基本の問題ですけれども、これが全国の最下位であったということから、即会議を開いて、次の段階へのステップアップのための策を考えようということであったわけです。さらに9月10日、これは私びっくりしましたけれども、静岡県の知事が国語A最下位を受けて、下位100校の校長名を公表したいと、そんなところまでいっているわけです。これはまさに序列化そのものの考え方でありまして、こんなことはあってはならぬと私は思います。あくまでしたいという意味ですけれども、これは実現することは私はないと思います。そういった意味で、しかも教員の指導、教え方が悪いのだというところまでいっているわけです。これはまさに現場を預かる教員に対する考え方がどうかと私自身は思いますし、そういったことになってはならぬということから、私自身もやはり序列化そのもの、あるいは競争意識をあおるという意味では公表してはいけないなど。

実際の話、ネット等でも見ますと、その時点での盛り上がりしかないのです。その後はどうするかと。当然現場なわけです。もちろん現場はそれを受けて研究するわけですから、それをそういった考え方に委ねたいと思っています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 今、静岡の件を言われてしまったのですが、次の質問でそれを聞いたかったのです。静岡の知事が、全国最下位だったものですから、それに関して成績順に下から100校、平均点以下の校長先生の名前を公表すると。これではやはり秘密主義にならざるを得ないのかなと思いますが、多分この後、これに付随したような知事がまた出てこないことを願っております。

また、調査対象ですが、保護者が約1万人、この抽出はどのように行われるのでしょうか。調査対象、アンケートを保護者から約1万人、小中学校計1,000校、これは県内ではなくて、全国の数なのですね。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） そうです。全国の数で、恐らく無作為だと思いますけれども。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 保護者ということになりますと、やはり子供の親ということですか。

それと、先ほど知事の話も出ましたが、都道府県知事や区・市・町・村長、全国自治体の教育委員会となっておりますので、当町の町長へもアンケートの要請があったと思います。どのような方向性が出ているのか意見を伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 記憶にないので、多分我が町にはアンケートは参っていないと思っております。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 来ていないですか。

〔「受けたつもりはないので」と言う人あり〕

○1番（森田義昭君） 都道府県知事や区・市・町・村の長レベルにもアンケートの要請をすると出ておりました。

それと、先ほどの静岡の知事ではないですが、こういった考え方はやはり危ないと思います。昔で言う魔女狩りのような感じを受けます。その辺の当町としての方向性があるのでしたら、お聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） アンケートについては、これから来るのかどうかわかりませんが、現時点では承知しておりません。

町内の4校の学力差、あります。私自身がそれに目を通し、教育長と相談しておりまして、例えばこの学校が一番低いのはどういう理由であるか、同水準まで引き上げよという指令は出しております。ということで、やはりトップの務めはできるだけ学力が高ければよいということであれば上げることを、しかも平均に、地域差がなく、年代差がなく上げることを願うということになると思っておりますので、格差がある理由や、そういったものについては公開でなく、いわゆる私と教育長の間でやりとりをしておりまして、それを手順を追って教育界には教育長を中心として先生方が議論をし、その手法を研究し、結果的にそのような努力をされるものということをごさいまして、その学校の校長の名前を公表するとかそんなことは当然考えてもおりません。民主的に対応します。

○議長（野中嘉之君） 森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 町としての方向性が何となくわかったような気がします。今思えば、そのとき国政ということもあり、こちらも遠慮がちに質問したのですが、今になってみればよかったかなと思っております。文部科学省は11月中に結論を出す方針とか、注目していきたいと思っております。

次に移りたいのですが、あと持ち時間5分しかありません。これでは次の質問は、自分の頭では5分でまともませんので、まだ通告した質問がありますが、時間の配分がうまくできず申しわけありません。この後の質問はできませんが、答弁書を作成された執行部の方には申しわけなく思います。次の機会にしたいと思っておりますので、以上で本日の質問を終了させていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で森田義昭君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前 9時56分）

---

再 開 （午前10時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、小森谷幸雄君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[6番(小森谷幸雄君)登壇]

○6番(小森谷幸雄君) 6番、小森谷でございます。通告書に従いまして質問させていただきます。

町長の政治信条として、現実直視、生活重視、いわゆる現場主義を多分政治信条の中で根幹に据えられて、いろいろ施策に取り組まれていると。そういうことで、私も今回の質問に当たりまして、現場を見させていただきました。わずか時間は少なかったのですが、幼稚園、保育園、学童クラブあるいは学校、別にそういった人たちから意見を聞いてどうこう言うつもりはありませんが、現場を預かっている職員の皆さんにおかれましては、やはり現場でいろんな物事が発生する、あるいは問題点、課題も見つけられるということで、机上でなかなか問題を把握して対策を打っていくということは非常に難しいであろうと考えております。そういった点で幾つかのそういった施設等も見学させていただきます。そういった点を踏まえまして、今日は大きく分けまして2つの課題について質問させていただきます。

昨今、昨年の夏ごろだったと思いますが、子ども・子育て支援制度と新たな制度が発足しております。それに向けて担当部署につきましては、いろいろ試行錯誤しながら、今後の我が町の就学前の子供の保育・教育について鋭意検討されていると、そういったところかと思っております。それを受けまして、小学校がどうあるべきかということで、適正配置というような観点からいろいろ質問をさせ、あるいはその中で議論を高めていきたいと考えております。

まず、就学前における教育、保育行政ということで質問させていただきます。当然、皆さんご存じのことでございますが、当町では就学前の教育あるいは保育については、改めて認識するという点で申し上げさせていただきます。私立の幼稚園が2つ、公立の保育園が2つ、公設民営の保育園が1つ、その他放課後児童の保育施設としての学童クラブ、これがひまわりさん、まきばさん、みつばちさん、そらいろさん、北保育園の学童クラブ、5施設がございます。そのほか福祉課におかれましては児童館を当町では運営されているというのが状況かと思えます。

今回の質問に当たっては、当然運営費とか補助金、そういった財政支援がないといろいろ施策はできないわけでございますが、あえて財政云々等については別の次元ということで、あるべき環境という部分についての質疑応答させていただきたいと思っております。

先般、先ほど申し上げましたが、新たに成立しました子ども・子育て支援制度、これは今、消費税の問題が議論されておりますが、基本的には来年4月から3%、その翌年に2%、合計10%の消費税の引き上げが予定されております。その中から財源的には7,000億円を投入する。その他の財政として3,000億円、合計1兆円規模の財政支援を国が支援していく。底辺では、各自治体が主体事業の主となるわけですが、そういった財政支援も今回の場合には、従来の環境整備と違うという部分で強調されるのかと思っております。

そういった中で、当町では昨日の議会初日でございますけれども、基本的には板倉町子ども・子育て会議条例、これが制定され、採決されたわけでございます。その中で従来の体制と違う点が、子ども・子育て支援制度の中ではうたわれておりますが、質の高い幼児期の学校教育、あるいは保育の総合的な提供、子育て相談や一時預かり場の拡大など地域の子育てを一層充実させるものと言われております。いかに子ども・子育ての環境整備が大事であるかということと、今までの政策そのものがある面では行き詰まっている状態であろうということが想定されるわけでございますが、先ほど申し上げましたが、今度の事業主体が国、県、市町村になるわけでございますが、新制度の実施主体が市町村長である。そういった面からも、これははっ

きり明確に打ち出されておりますので、従来の政策にも増して、その役割と責務が問われることであると私は予想しております。

そういった中で、一時取り組まれた自治体もあったかと思いますが、幼保一体、いわゆる幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ認定こども園、これも今度の支援制度の重要な政策の一つになっております。さらに申し上げますれば、学童保育の充実ということで、これも現状、先ほど申し上げましたように、5施設あるわけですが、それがはっきりと学童保育も、その支援制度の枠組みの中に入れて中で積極的な取り組みを展開しなさいという内容になっていると思います。当町でも早い遅いかは別として、子ども・子育て会議条例の制定や、子ども・子育て支援計画の策定委託料、これは外部に計画をつくるに当たってのコンサルタント、その人たちの意見も聞きながら、当町におけるベストの子ども・子育ての計画をつくってほしいという趣旨で委託されているかと思っております。

それでは、質問に入りますが、あえてまた繰り返しのようには聞こえるかもしれませんが、幼稚園というのは文科省の管轄で、町では教育委員会が担当され、主に3歳から5歳を対象とした幼児期の発達にふさわしい、いわゆる教育。それと対象的になりますが、保育園は厚生労働省、町では福祉課が担当され、保育を必要とするゼロ歳から5歳児を対象にして保育と教育を実施するということがうたわれております。福祉課においては、そのほか児童館あるいは学童クラブ、そういったいろいろな施設の運営管理しているわけですが、そういった環境の中において、現実問題として今、教育委員会、あるいは福祉課が担当されている分野があらうかと思いますが、将来展望は別として、現状における課題とか運営についてお聞きしたいと思いますが、福祉課長、いかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思っております。教育委員会と福祉課ということで関係するわけですが、私から一括してご説明申し上げたいと思っております。

まず初めに、幼稚園でございますけれども、幼稚園は小学校に入学するまでの児童のための教育機関ということでございます。小学校や中学校などと同じように、学校教育法に定められた学校でございます。このため、幼稚園は子供が初めて出会う学校とも言われております。幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として、議員おっしゃられるとおり、3歳から小学就学までの幼児を原則として4時間預かるということになっております。

本町の幼稚園2つありますけれども、どちらも私立ということで、ひまわり幼稚園、まきば幼稚園、ともに学校法人の私立幼稚園でございます。学校教育法の幼稚園教育ということで、それぞれに理念を持って、特色ある保育を行っております。また、昨今、保護者のニーズ、これに応えるためにひまわり幼稚園、まきば幼稚園ともに預かり保育等も行っております。また、3歳ということですが、3歳に満たない幼児も預かっているということで、多岐にわたる保護者のニーズに応えるべく努力されております。

それと、本町における幼稚園の課題としましては、町立の幼稚園がございませんので、幼稚園の一般的な課題ということで答えさせていただきますけれども、幼稚園と保育園の住み分けがしづらくなっているのが課題として上げられるかと思っております。幼稚園においても、お母さんがフルタイムで仕事をされている保護者の方々が年々増えておりますので、そういった中で保育的な機能も併設することが望まれているのかなと思っ

ております。

続きまして、保育園でございます。保育園につきましては、児童福祉法に基づく施設でございます。保護者の労働または病気などさまざまな理由で家庭で保育が十分行き届かない乳幼児を保護者から委託を受けて保育するというようになっております。保育園で行う保育というのは、養護と教育、これを一体化した営みということで、子供たちの心身の諸能力あるいは健全で調和のとれた姿に育成するということを目的に預かっております。本町の保育ということでございますけれども、町立の板倉保育園、北保育園及び私立のそらいろ保育園の3園でございます。町立の2園では、「明るく、元気で、のびのびした子」を基本理念に自分自身で生きていく力、あるいは未来を切り開いていく力の基礎を培うことを目標に日々保育を実施しております。

この2園の特徴としては、丈夫な心身の育成を目的として薄着あるいは裸足の習慣をつけるとともに、全身を動かして保育活動を多く取り入れております。また、豊かな感性を育てるために、草花を育てたり、あるいは野菜を栽培したりということで、地域世代間の交流を図る行事等も開催して、積極的に実施しております。

また、私立の保育園でありますそらいろ保育園では、チーム保育ということでゼロ歳から1歳まで、2歳から5歳までのクラス、2クラスのクラス分けで、1人の園児に対して複数の保育士の関与するチーム保育ということの特徴としておりまして、異年齢児とのかかわりの中でスキルを高める縦割り保育を実施しております。

本町における保育の課題ということでございますけれども、町立保育園の園舎が、大変老朽化しております。2園の統廃合を含めた総合的な保育のあり方を検討する必要があるかなと考えています。この課題につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、板倉町子ども・子育て支援計画、これを策定していかなければなりませんので、その中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 今、福祉課長から教育委員会の管轄の幼稚園、それから保育所、福祉課担当になりますけれども、そういった中での現状の役割、機能かな、そういったものご説明があったわけで、あえてお尋ねしたのは、その住み分けの部分で、次の質問になるわけですが、先ほど、冒頭申し上げましたように、現場のお子さん方に対してどういう形での環境が与えられるかということで、行政特有の縦割り、ないかとは思いますが、あえてその部分について質問させていただくわけです。先ほど答弁がありましたように、教育委員会は幼稚園、福祉課が保育園、そういう住み分けの中で、いろいろ現場では幼稚園でも保育園でもお子さんを対象にして教育の仕方、保育の仕方は違うにしても、やはり余り縦割りではよくない。今後の支援制度そのものを抜本的に変えるということが、ある意味では前提となって進められるといろいろ資料等では言われているわけです。

それが、現実、平成27年度を迎えないと、中身的にはわからない部分もあるわけでございますが、そういった中で、例えばお子様を対象にという一つの土台をベースに考えたときに、教育委員会と福祉課でのそういうやりとりとか、あるいは教育委員会ですと幼稚園ですから、幼稚園の先生方と保護者、あるいは福祉課であれば保育士と行政の福祉課とのそういう縦の中でのまず交流、会話、いわゆる定期的なものを含めてお

子さん方の環境をどうすべきかということで、そういう対話というのかな、課題の抽出を行って対応していくと。幾つか先ほど課題があるとおっしゃっていましたが、そういう意味合いの中での、あるいはそのほか福祉課ですと、学童クラブにも多額な補助金が出ております。そういった面で、教育委員会も幼稚園に助成金かな、補助金かな、出ておりますが、お金と同時に運営の主体になっているわけですので、そういう意味のいわゆる会話、対話、そういう機能を問題としてやっていかないといけないのかなと思っております。

そういった中で、子ども・子育て会議は、その典型的なものだと私は思っています。というのは、いろいろな立場の人が15名を限度に子ども・子育て会議の中に入っていろいろ議論していく。そういう部分の中で、基本的には、それはもう子ども・子育て会議の制定を待つまでもなく、従来からやられていれば、それはそれで結構なのですが、そういう意味の現場を見た中での行政側のあり方、あるいは保護者との関係、あるいは先生方の関係、そういったものを今までの中でやってこないとするならば、今後やればいいことなのですが、そういった中からいろいろお子様を中心とした、現場を中心とした中での問題点あるいは課題、これを解決していく。それはお父さん、お母さん方、保護者の方からはいろんな要求が出ると思います。

先ほど、財政云々という話は、若干今日は切り離れた中で、過去はこうだったけれども、いろいろ将来展望を含めた中でこういうものをつくっていききたい、ああいうものをつくっていききたい。そういう部分であるべき姿をやはり出していく、表面化していくという中で、大きく言えばそういう会議体、あるいは通常言えれば、低レベルでいけば保護者とのミーティングですか、そういう会話がされてきたのかどうかを伺いたいのですが、これは一言で結構ですが。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまのご質問で、一言ということでございますので、実質はやはり教育委員会、福祉課ということもあります。あるいは、公立、私立ということもあまして、十分になされているかという、されておられませんということでご理解いただければと思います。

[「多少はやっているの」と言う人あり]

○福祉課長（小野田博基君） 多少というか、形は違うのですが、要保護児童対策地域協議会とか、あるいは児童館の運営協議会、それぞれの長、あるいは保護者の方が出てきたりというようなところ、あるいは小学校も踏まえると、保育園、幼稚園、それと小学校の適正就学指導委員会というのはありますけれども、それは限定的なものに限られてきますので、全体的な課題とかそういった中での話というのは十分にされていなかったのかなと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） やっていないことは、やればいいことで、解決できるわけでございますので、今後の将来展望、国の制度がどう変わるかわからない中での質問で大変申しわけなかったのですが、課題を先取りしていく部分では、現場、幼稚園でも、保育園でも、学童でも、児童館でも、いろいろそこでお子さんとの現場の先生、あるいは保育士が、あるいは館長が接しているわけですので、行政としてその分野に入り込んでいって、そこから課題を吸収してくると。そういう中で、今度は教育委員会と福祉課での横の連携、それは対象は違います。でも、就学前の子供を保育あるいは教育していくと、そのレベルでは、基本的なもの

はある程度一定のものだと思うのです。そういう面で、組織を超えた中での横のつながり、こういったものもほかに関係部署があるかどうか私わかりませんが、将来的にはそういった横の連携、ですから組織はある意味では生き物だと私は思っています。その時代、その時々で対応が要求されてくるものが違って来るわけですので、その要求、要望に対して組織的に対応するとなれば、ない課があるとするなら、そういうものをつくっていく。あるいは、仮につくらなくても、再編はしないまでも、連携をとりながら、ターゲット、お子様という部分をどう捉えていくか、こういう考え方が必要だと思いますので、支援制度に始まって、いろいろ物事が今後、細かいところまで含めて出てくるかと思いますが、場合によっては課の横断的な考え方も必要かと思しますので、その辺もぜひ考慮して推進していただければと思います。

次の質問に入ります。行政発行の第1次板倉町中期事業推進計画、この中にも新たな支援制度を待たずして、基本政策の一つとして子育ての環境支援、誰もが安心して子供を育てることができる社会環境の整備に努めます。ある面では、これはもう学校の領域になりますが、小中学校の教育環境の向上をうたい、特色ある学校づくりと教育内容の向上に努め、子供たちの生きる力をはぐくみます。こういった点からも、支援制度を待たず、当町の基本計画の中でも支援制度に裏づけされるようなことを中期計画の中でうたっておりますので、先ほど申し上げたような内容も含めまして、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

先ほどの私の意見とダブリますけれども、庁内各組織で担当しているいろいろな事業を展開している。それが、なおかつ有効であり、子供をベースにして、行政側の支援として何ができるかと。そういう考え方の中で、できれば子育てとか教育にかかわる支援事業の一元化、これはなかなか難しい組織の問題になりますので大変かと思いますが、そういったことにぜひトライしていただきたい。これは、先進自治体の例でございますが、人口1万7,000人ですから、当町と同じぐらいの町で、後ほど質問の中に入ってきますが、就学前の人口が675人、まず面積とかそういうものは別として、ここでは子ども・子育ての環境をどう整備するべきかということで、行政の組織を再編しております。

一つの例ですから、お聞きになっていただければと思うのですが、そうしなさいということをおし上げるつもりはありません。組織を再編しなくても、対応できるものもたくさんあろうかと思いますが、この自治体では子ども・子育てをより充実させようということで、支援制度を待たずして全国の一つのモデル例として紹介されている町でございます。大きいところは、横浜市の待機児童ゼロ、そういった形でかなりニュースになりましたが、我が町では待機児童ということは出ておりませんので、そういったところとは若干違うわけですが、そういったいわゆる幼保を一元化した中で板倉町の子供をどう育てようか、そういう従来の縦割り行政から横棒を一本入れた中での横の連携の中で、全体的な考え方を統一して、子供に対する教育、保育を実行する、そういうものが一つの例としてあるわけでございます。ですから、この自治体が抜きん出ているかどうか私わかりませんが、自治体によっては鋭意取り組んでいる、あるいは成功事例として紹介されていますので、いろんな角度から子供をどう保育、教育するかということで、切り口はそこしかありません。対応は各部署にまたがる部分もあろうかと思いますが、そういった切り口の中でぜひ考えていただきたいと思いますが、横のつながりということで、今日は教育委員会と福祉課ということでいろいろお尋ねしていますが、そういう意味の組織の再編という答弁をいただくつもりはないのですが、横の連携についての考え方を教えていただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 横のつながり方ということでございますけれども、今度、子ども・子育て支援法ということで計画等を策定していくわけでございます。先ほども答弁したとおり、今までなかなか横のつながりというのができていなかった。そういうことも踏まえまして、今後の策定の中ではそういった横のつながり、子ども・子育て会議これだけで、15名の方だけではなく、要は現場主義というものも踏まえた中で、各それぞれの長、当然保護者あるいはPTAも含めた中で、そういったものを考えていって構築ができればなと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） ありがとうございます。いろいろ具体的な施策云々は別として、取り組む体制、あるいは問題点をどういった形で行政側が判断するか、あるいは得られるかという部分で、担当部署は違うわけですが、それを板倉町の行政としてどうすべきかは、やはり横の連携も必要なのかなと思っております。

具体的な例に入りますけれども、先ほども申し上げましたように、支援制度を待たずして、いろんな考え方を出されている自治体もございます。そういった自治体もあるわけでございますが、先ほどから申し上げていますように、骨格がなかなか決まらない中で質問する、あるいはお答えをいただくというのも心苦しいところもあるのですが、学童保育の部分も必ず入ってくると、あるいはその中で認定こども園、これは明和さんで前やられたような話も伺っておりますが、幼保一体となった保育園の機能、あるいは幼稚園の機能、一つの施設の中であわせ持った認定こども園ということも具体的な言葉として出しておるわけですし、隣町に先進事例があるのですが、そういった具体的な取り組みについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 認定こども園ということでございますけれども、現時点では、先ほども申し上げているとおり、子ども・子育て支援計画の中でいろいろ検討しながら、あるいはアンケート調査等もとっていきますので、その中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 具体的に出てきているわけですが、将来展望からすれば、あるべき理想の姿はそういったものであろうということで、国も具体的な言葉として支援制度の中に入れてきているのかなと伺っておりますので、ぜひお子さん方のためになるのは財政の問題、お金の問題が必ず絡むわけでございますが、基本的にはやるべきことをきちんとやるというような中で、お金はどうしようかということになろうかと思っております。中にはできないものもあろうかと思っておりますが、今まででも子供関連で児童手当とかそういったものを除けば、一般の福祉あるいは教育委員会、そういったものの予算規模を見てみますと、昨日の資料の中にもありましたので、見させていただきましたら、やはり5億円近い金が出ておるわけです。それが、本当の意味で機能しているかどうかというのは、精査をしなければいけない分野かと思っておりますが、ぜひそういった観点からも、お金がないからできないということで切り捨てないで、ぜひやるためにどうしようかと、お金も

どうしようかという前向きな考え方の中で進めていただければと思います。

これは教育長にお尋ねしますが、これもある自治体の話で、そういう例ばかり挙げて大変恐縮ですけども、中学校区、我が町ですと板倉町1つの考え方だと思うのです。中学校1つとして、その下に小学校が幾つあるか私わかりません。その下に幼稚園、保育所、そういったものがあるかと思いますが、先ほどは横というような話をしたわけですが、やはり今度は縦割りの話の中で、縦組織の中で考え方を1つ統一していただければと思っております。それは、先ほどから申し上げていますように、幼稚園、保育園、卒業されると小学校、小学校を卒業されると中学校、そういう意味の一つの中学校区をモデルケースにした例だと思えますけれども、そういう中で、先ほど言った横の部分、幼稚園とか保育園、横の保護者、みんな含めての一つの会議体があるとするならば、そこでの議論があるし、今度は幼稚園とか保育園を卒業した場合に、小学校に上がるわけですので、その幼稚園や保育所で教育を受けた者が、小学校にスムーズにつながるように、そこは縦の部分になるわけです。

例えば、板倉町で言えば4小学校と、先ほど申し上げた3施設の保育園と2私立の幼稚園があるわけですが、そういった横の分野と縦の分野、今申し上げているのは縦の分野でのお互いの卒業年次を中心にとは言わないけれども、そういう意味の小学校に行くための事前の会議体というのかな、あるいは幼稚園とか保育園、その人たちは学校の先生に対してこういう教育をしていますから、こういう形です。あるいは、小学校の先生からすれば、これは教育委員会になるわけですが、幼稚園、保育園、こういう形でお子さん方を保育とか教育してもらえないか。場合によっては、今度は小学校と中学校、この関係の部分で、小学校で切れているかどうかわかりません。いろいろ資料見ますと、小学校から中学校に上がる過程で体験入学で1日やられているような行政評価も出ておりますが、それでいいかどうかは別ですけども、そういった意味の縦の連携の部分での考え方をお尋ねしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私自身は、非常に大事なことであると思っています。ただ、残念ながら、現時点では適正就学指導委員会というのがありまして、この場において小学校へ就学する年長児、あるいは小中学校の在学児童生徒、望ましい学習環境とは何かということを審議する機関ですけども、それが年間2回ないし、あるいは3回開催されると、その程度でございまして、もちろん大事なことであると思えますけれども。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 先ほどから繰り返しになりますが、子供たちのためによいことであれば、それは行政のサービスとして板倉町の役場、サービス産業の最大の機能、組織を持っていると町長も日ごろ言われておりますし、現場の受け手、サービスを受ける側が満足する、しない、こういったところが評価の対象になるであろうし、そういった観点からぜひ前向きに取り組んでいただければと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。小学校の環境整備、今までは小学校に上がる前の話をいろいろさせていただきました。先ほども申し上げましたように、当町におきましては、今、全国的に話題になっている待機児童、お母さん方が働きたくても働けない、そういう現象はないわけでございます。それよりも、逆に就学前の機能がある程度さらに充実させていくことは当然のことですけども、小学校という環境を考えたときに、本当に現状でいいのかどうかということでの質問になります。この関係につきましては、

議員が前にも何度か質問しております。そのとき、教育委員会の答弁とするならば、揚げ足を取るようで大変恐縮ですけれども、少人数学級のメリット、それと複式学級、これが常態化するまで余り考えたくないというようなニュアンスで私は伺っておりますが、その中で、それを問題として捉えるのか、今後捉えないのか、そういったところも含めまして、統廃合というのは余り私聞きたくないのですが、環境、適正配置をどうしようかということで、やはり議論を進めなければいけないのかなと思っております。

近隣ですと、みどり市とか桐生市こういったところでは現実問題として統廃合が行われているところもありますし、いわゆる指針として、町としてこういうことを望んでいるのですと。基本方針、いわゆるたたき台を出して、皆さんで議論しましょうと。そういうものを出しておるわけですが、現在に至っても、当町ではなるべく触れたくないなという印象があるのかどうかわかりませんが、一元的にすぐやることができる問題でもないということも私も十分承知しております。そういった中で、細かく申し上げるつもりはないのですが、南小、西小、特に資料をいただいていますので、北小ですと現在の2年生が8人、これが一番少ない学級、南小ですと1年生で13名、これが一番少ない学級、多いところだと29名、北小で22名、1つの学級なわけです。いわゆる6学級。その辺を感じ取っていただきまして、こういう状況で本当にいいのかどうかということのご答弁をいただければと思います、現状の数字とかそういうものは結構です。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 今、数字はよろしいということですが、やはりこれから減っていくという状況を考えますと、当然考えていかななくてはいけないと私は思っています。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 従来の答弁はそういったものから、若干具体的に今後出てくることだと思っておりますけれども、小学校は現状そういった状況。将来展望を見た場合に、就学前の幼児数、これも教育委員会さんからいただいていますので申し上げますけれども、東地区で平成26年度から31年度まで45、43、52、31、38、27名、西地区で54、39、40、54、36、29名、南地区で11、12、15、16、18、14名、北地区では18、6、20、16、7、8名、合計で東地区で236名、西地区で252名、南地区で86名、北地区で75名、649名、こういった形になっておりますが、これが年度を追うごとに入学という形になるわけですが、この就学前のこの数字を見てどう感じますか、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私自身はメリットはありますけれども、今後考えたときには、デメリットのほうが多いのかなと思っております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 現状あるいは将来の就学前の幼児数、これを見たときに、2学級を保てる、東でも西でも単学級になるおそれが、もう既にここで見て取れるわけです。その先は、これはわからないのですが、今の状況を考えれば、我が町の状況を見ても、ある意味では右肩下がり。特殊な要因で人口規模が爆発的に増えると。それはニュータウンの状況は別として、あそこが増える可能性とすればあるという感覚しか今は申し上げられませんが、将来の人口動態を述べることはなかなか難しいということも十分承知しており

ます。

そういった中で、やはり現状が現行の在籍されている児童数、あるいは就学前のそういったお子さん方を見たときに、考えなければいけないよということはよくわかるのですが、もう少し具体的な情報を町民あるいは保護者の皆様に町としてどうしていこうかということをおは情報発信しないといけない時期かなと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。具体的な方針でございます。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 3月議会で川野辺議員から同じような問いかけがありまして、私自身、時が来たならば考えたいというお話をしたと思っておりますけれども、以来、私自身、頭の中にそのことがありまして、どうしようどうしようという気持ちはあったのですけれども、4月に各学校の校長先生方に、この適正規模について考えておいてくれという話を私自身しておきました。そして、近々、その会議を開こうということであったのですけれども、その近々が8月の末になってしましまして、夏休みということもありまして、考えておいてもらったことをいろいろ披露してもらおうということで会を持ちました。

校長先生方プラス本町の各学校を回った経験豊かな先生方も含めまして、その会、つまり適正規模を考える会というふうな調査研究会ですか、これを立ち上げて会を持ちました。私自身としましては、その方向といたしますか、話し合った結果をもとに、また検討を含めまして、近々その後、検討会ですか、適正規模を考える会、そういったもの、検討会を立ち上げたいと思っています。これは恐らく来年か、あるいは来年度になるかわかりませんが、考えていきたい。そして、将来的には、特に北小の平成27年度の入学児が6名と、まして男児が1名ということになりますと、これはもう教育そのものが成り立たないというようなことを私自身は思っています。したがって、その辺の直前の対応も含めまして、それとプラス将来的な見方、それをある方向づけをしていきたい、そのための検討会を立ち上げたいと思っています。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） やはりお子さん方、特に当該年度を持たれている保護者の皆さんにとっては、私は切実な問題だと思っております。場合によっては、6年を過ぎてしまうと、もうその問題意識も若干薄れてくるであろうし、当事者の保護者、ご父兄の方々に、やはり町としての考え方を合併しますよ、統廃合しますよという発信をする必要はさらさらないのでしょうけれども、いろいろ統廃合については問題があるわけですので、ただ、今の状況ですと、そういう課題について何も発信していないから、行政は何を考えているのだろうと、議員は何を考えているのだろうと、こういう形で捉えられるわけです。ですから、中身の濃い話かどうかは別として、行政側とすればこういう考え方、こういう構想を持っていますと、そういうことをやはり情報発信して、先ほど教育長おっしゃられるように、現実問題として私、中身よくわかりませんが、そういうことをスタートさせて審議に入っていると。それさえ町民、我々も知らないわけですので、そういった意味では事の大小問わず、行政側もこの関係については真剣に考えていると、そういった部分を結論は別として、もう少し積極的にアピールをする。そういったところで、ぜひ鋭意努力して、前向きに来年の何月というようなことのないようにして、先生方もお忙しいし、研究会そのものもどういったメンバーで構成されているかわかりませんが、こういったことで具体的にスタートしていますと、そういう発信は、私は逆に言えばされるべきであろうと思います。その辺は、ぜひそういう形で取り組んでいただきたい

と考えております。

各自治体、あるいは見てもなかなか統廃合については、総論は賛成、私もそういう意見は余り好きでないのですが、各論になると反対と。場合によっては、いろいろな問題を起こし過ぎて、過度な紛争を巻き起こすと、そういうようなこともございます。そういった中で、なかなか情報発信するということが大変なのはよくわかるのですが、そういったところもあえて突破していただくということで取り組んでいただければと思います。

1つ具体的な例をお尋ねしますが、南小と北小で交流会を図ったというお話が前の議会でも答弁されておるわけですが、どんな内容で、何回やって、結果がよかったのか悪かったのか、あるいは、今後、特に北小、南小の現状を踏まえた中でのその一つの事例として取り組まれた例は例として、大変お骨折りいただいているわけですが、今後、当然そのお子さんが教育現場で、今の状態がある意味では継続されるということになっていますから、その辺の具体的な対応とか今後の方針とかあればお尋ねしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 現在は、小規模校のメリットを最大限に生かそうということで、知的教育といいますが、その部分を伸ばしているというところですけども、もちろんデメリット、先ほど言いましたけれども、やはり集団の生活に対する見解といいますが、その辺がうまくいっていないということから、南小と北小の交流といいますが、昨年も行いましたけれども、体育的な活動を含めて交流を図ったということです。もちろんたった半日触れ合っただけで、その解消がされるということではありませんけれども、今後もこれは体育活動も含めて交流するというので、実質12月にもこの交流会が予定されております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 先ほどお尋ねすべきだったのですが、研究会の中身なのですが、どういった人たちがメンバーとして登録というのかな、参加されて、具体的な課題を与えて研究会で議論していくのかどうか、その辺の詳細について答弁いただければありがたいのですが。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 構成員は校長5名、それから経験豊かな各小学校の教員5名です。プラス10名で、プラス事務局が入っているという状況です。

〔「回数は定期的に」と言う人あり〕

○教育長（鈴木 優君） これはまだ不定ですけども、この後、近々まとめ上げたものを持って、また会議を開きます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 今の質問に戻りますけれども、南小と北小、私はよくわからないのですが、交流会をやっていると。例えば、各それぞれの学校にPTA、保護者の方もおられるのですが、その現状を考えたときに、交流事業をやりましたというやったことは非常に評価されるべきことなのでしょうけれども、それをやった結果について、例えばお互いの北小、南小の先生方のご意見、あるいはPTA、保護者、その辺まで多分お話した上で実施されたと思うのですが、その辺の関係についてはいかがだったでしょう

か。なければならないで結構です。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 申しわけありません。交流そのものについては、私自身はその場に出席しておりませんでしたので、残念ながら申し上げることはできません。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） これは事務局サイドもそこに立ち会っていないのですか、先生同士。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 交流会におきましては、指導主事が立ち会ってはおります。例えば、小さい学校の子供たち同士が一緒になるというのは、集団演技であるとか、音楽の教科であるとか、そういったものになるわけなのですけれども、そういう面では非常に子供たち同士が小さい規模で活動するよりも、いろんな経験ができてよかったですと聞いております。また、教育委員会から「かけはし」という一枚物ですけれども、その中で地域の方々にはお知らせしたという経緯です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 苦言を呈するようで大変恐縮ですけれども、一つの解決策として現状をそのままにしておけないという考え方から、多分交流事業という切り口で始められたのだと思うのですが、それを継続する、あるいはプラスアルファ、そこに当事者が参加されないというのも、問題をどんなことをやって、どんな状況で、結果がよかったのか悪かったのか、そういったこともやはり次のステップにつながると。現状、統廃合できないわけですから、それをカバーする手段として、本当にそれが適正なのか含めて、やはり当事者として私は検討しなければいけないのかなと。だって、ほかの学校はちゃんとできるわけですから、北小と南小が仮にできないとするならば、そこはやはり問題があるという認識に立って、同じようなレベルに物事を進めたいから交流事業ということに入られたのだと思うのです。そういった点で、その分野については、問題の捉え方あるいは対策がどうしても私は後手に回っていると。やられたことはいいのですが、それを踏まえてもっと前向きに取り組むべきであろうと思います。

時間もありませんので、最後の質問になります。そういった意味で繰り返しになりますけれども、統合ということでお尋ねさせていただきます。文科省は、12学級、18学級、これを標準化としております。全国ベースで見ますと、この標準とされている学校は29%。標準以下の学校は50%、約5割の学校が文科省が標準とされている学級数に至っていないという資料がございます。そういった学校について、あるいは自治体については、先ほど情報発信してくださいということを申し上げたのですが、基本方針などを作成されて、学校の今の規模はどうあるべきか、学校の環境についていろいろ方針を述べられております。それが何年後になるか、その具体的な問題は別として、現状を真剣に捉えて対応していると私は伺っております。

私が言うまでもなく、適正化あるいは教育環境の整備ということで、統廃合という言葉しか見当たりませんが、そういった中で地域の核となって、いわゆるコミュニティの中心となってきたのが学校でございます。100年を超える伝統校もございます。いわゆる学校を中心に地域のコミュニティが存在してきております。そういったいわゆる環境整備だけで私は考えられない分野もたくさんあります。特に最近では、防災の拠点

として学校も使っていこうと、そういう教育の場に限定されない機能を学校が持っていることも十分承知しております。そういった点で、行政側もそうだと思いますが、軽々に統廃合すべきだという話是可以のですが、なかなかそれを具体的にできないいわゆるジレンマみたいなところもあろうかと思っております。

しかし、先ほどから申し上げておりますように、子供の教育環境をどう考えるかといった場合に、今の状態は私はあるべき姿でないと認識しております。先般、区長会議がありまして、区長会においても行政区の再編ということが討議されたと伺っております。やはり我が町板倉全体、東西南北を通してそういう時代に入ってきているのかなと思っておりますが、いろいろ皆さんが真剣に考えて、未来のお子さん方、あるいは地域のコミュニティをどうすべきかという議論の入り口に立っていると思っておりますし、ややもすると学校に関しては遅れているのかなと思っております。大変いろいろご苦勞があろうかと思っておりますが、そういった課題について前向きに、積極的に情報発信して、議論して、あるべき姿をぜひ目指していきたいと思っておりますが、最後にそういった点で教育長さん、町長にご答弁いただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 情報発信という言葉は肝に銘じて今後やっていきたいと思っております。統廃合という言葉を使いますと、それが結局ひとり歩きするのではないかという懸念がありました。ということで、私自身も使いたくないと。むしろ再編という形でいければと思っておりますけれども、いずれにしましても今後検討していきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 昨日の冒頭、私みずからの9月定例会を迎えるに当たっての所信表明ということで。長々としゃべらせていただいた中に、保育園も含め、小学校も含め、統合も視野に入れる必要があるような状況であろうという認識を私自身は述べさせていただきました。これに伴う諸問題は、もちろん財政問題から始まりまして、先ほど言った地域の中心であって、北小学校があるとないとでは地域がどう判断するかという、そういった問題も含め、では地域で多数決で決めるべき問題かどうか。先ほど小森谷議員も触れましたが、自分の子供がそういう状況のときには真剣に結論を求めます。

しかし、子供がいなければ学校は統合しないほうが良いという論理も成り立つとすれば、多数決で子供の教育が決められるべき問題かとか、いろいろ難しさもございしますが、言いかえれば一定の期間議論する必要があるかと思っております。既に問題提起を議員さんも含めて、ここで私が統合も視野に入れるべき状況、あるいはそれに向かって検討すべき状況に来ているというような所信を述べるということは、まさに町民の皆さんに、では、例えば西は西、東は東、あるいは統合とすればどういう形が望ましいか、一番財政的に合理的に、しかも子供たちの心、地域の心を踏まえた統合とは、板倉町で1つにするのか、3つにするのか、2つにするのか、いろんな問題も含めてあるわけでありまして、それらを本当にある意味では近々のうちに対応していかなければならないというのが、特に北小の6人あるいは7人の子供の中で男の子がたった1人ということに対して、まずはどうすべきかということについては、去年のうちから私自身もこういう方法を持つべきであろうという立場で、町長が教育委員会に介入するのはどうかとは別に、私の考え方を既に述べてありますので、いろいろ一定の期間に結論を出さなくてはならないと考えております。

そういう意味では、評論家的立場でなく、議員さん自身もぜひ自らのことと、自分だったらどう結論だすのかということも踏まえて、今後相談もしてまいることになるであろうと考えます。よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 時間も来ておりますので、終わりにさせていただきます。就学前のお子さん方、あるいは小学校、中学校、我が町のお子さん方をどう育てるべきかと、そういう観点でぜひ大変なご苦勞をお願いするわけでございますが、先ほども申し上げましたが、情報発信についてはやっていることはきちんとやっているということで発信していただく、あるいは町民の方にご理解いただくということで、ぜひ前向きに検討あるいは実行できるものは進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で小森谷幸雄君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時25分より再開いたします。

休 憩 （午前11時17分）

---

再 開 （午前11時25分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

次に、通告3番、青木秀夫君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

あらかじめ申し上げます。青木秀夫君の一般質問は12時を過ぎると思われますが、ご了承ください。

[9番（青木秀夫君）登壇]

○9番（青木秀夫君） 9番の青木です。よろしくお願いします。

2020年のオリンピックの東京開催が決定され、日本中が何か大分明るい雰囲気になっておりますが、この空気がずっと続けばと期待しているところであります。板倉町も少し景氣刺激に協力するようにしていただくと、なおいいことになるかなと思うのです。

さて、質問に入らせていただきますけれども、今、何度も同じことを言うのですけれども、議会無用論とか不要論という声がマスメディアを初め各界で広まっております。国会においてさえ、参議院廃止、一院制の是非が有識者の中でも議論されている時代です。特にこの地方議会において、そういう声が大きくなっているのは、議会本来の目的、役割を果たしていないという実態があるのも事実であるからではないでしょうか。

しかし、議会の役割が不十分、無駄な存在であるからといって、議会廃止論に直結されるのは短絡的すぎるのではないかと思うのです。議会廃止となると、廃止のメリットの何倍もの大きなデメリット、弊害、副作用が生まれるのは、戦前の日本の全体主義政治、暗黒政治を思い出してもらえばわかるはずですが。おられる者は久しからずのたとえどおり、権力の集中は必ず腐敗を生むことは歴史が証明しています。そういう長い歴史を通して、人間社会が考え、生み出した仕組みが、権力を分散させるという仕組みであったのではないのでしょうか。それは鎌倉時代や江戸時代においても、世界中どこでも、不完全であっても権力分散という行政組織形態がつくられているのです。

明治になって西洋諸国の三権分立に倣った政治制度を導入した日本ですが、三権分立の政治も、民主主義も定着することなく、議会は事実上機能停止、骨抜きとなって全体主義体制に突入し、悲惨な戦争を招いた結果はご存じのとおりです。戦後、民主主義、三権分立の政治制度が、アメリカの押しつけではあっても、取り入れられて70年近く、三権分立の仕組みが有効に機能しているかどうかは別にして、戦前の全体主義の反省を踏まえれば、三権分立の仕組みは何が何でも存続させなければならない制度だと思うのです。

しかし、最近の選挙の低投票率などを思うと、日本の民主主義の大切さが忘れられているのではないかと将来が心配です。どのような社会、組織においても、監視とか監査という仕組みが置かれているのは、人間社会の経験、知恵が生み出した結果なのでしょう。そういう中で、地方議会は自治体の監視機関として法律で設置が義務づけられているから、せっかくそういうものが義務づけられている以上、ただ存在するというだけでは意味がないことです。監視機関という役割を果たさない限り、真の役割を果たしているとは言えないはずですが。議会の監視機能を果たすためには、現行のような執行部の協力体制では不十分であると思っっているのです。執行部と議会は、主権在民という仕組みの中で、効率的な行政運営、住民福祉の向上の実現など共通の目的、課題を持っていて、決して利害対立関係にはないはずですが。車の両輪なども形容されているわけです。共通の目的、課題を議論するためには、事前の、そしてわかりやすい行財政提供を必要としているのです。

9月議会は、決算議会、決算の承認が主な議題です。今回は、9月議会の開催日の11日前に決算書が議員に配付されましたが、例年は開会日の何日前に配付されていたのでしょうか。これ誰が答えるのかな。では、小嶋課長。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 決算書の配付時期でありますけれども、例年、議会の開会日3日前までに告示をしなければならないとありますので、その3日前までに議案書と一緒に決算書も配付しておりました。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうですよ。3日前というか、中3日前、配付日入れると4日前に配付されていた。それまでにすればよいという法律になっているわけです。それより前にしては悪いということはないので、3日前でも10日前でも20日前にされてもよかったのですけれども、限度ぎりぎりにいつも配付されいたわけです。この6会計合わせると、338ページの相当のボリュームです。それを実質3日間で、よく見ておいてください、調べておいてください、質問があったら何でもお受けいたしますということなのですが、それで問題は、この決算書を見てもほとんど説明らしき説明がないわけです。こういう実態について、では小嶋課長、議員になったつもりで感想を述べてください。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 確かに決算書につきましては膨大なページがございます。それを開会の3日前までにいただいたということで、それを全て理解するということが不可能だと私も思っております。ただ、議会中ではありますけれども、決算事務調査というのがございまして、その段階で必要な質問事項もし

くは情報については、ある程度収集できるのかなと感じております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 執行部入りしてまだ日の浅い教育長、こういうボリュームのある決算書や予算書が3日前に、ほとんど説明もないものが届くわけですけども、こういうものを見て教育長の立場として、受け取った立場としてどのような感想を持っているか述べてください。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 勉強しなくてはいけないなと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 勉強するとかしないとかという以前に、物理的にこれを見るときか、理解するときか難しいのかなと思うのです。そういうのが実態なわけです。行財政資料の議員の配付時期については、早目に配付するだけで問題は簡単に解決しますけれども、予算・決算とかそういった行財政資料の内容になりますと、ただ配るだけでは意味がないわけです。歳入歳出の分類方法とか、分類の目的とか、あるいは分類結果などについて要所所でわかりやすい解説というか説明がない限り、せつかくの分類も生きないし、歳入歳出の全体像などを読み取ることは、なお難しいのではないのでしょうか。先生の説明箇所が伏せてある学校の教科書のように、予算・決算書が意図的に説明なしに、後で説明しようと思いつくってあるとも思えないのです。ただ単に説明不足というより、親切心が不足しているだけではないかと思うのです。一般会計においても、いろいろ載っています。行政目的別とか、経済性質別とかいろいろな分類の仕方はされています。しかし、分類することが目的でなく、分類した結果は何かに生かすために分類しているのでしょうかから、分類したことを生かさなければ分類した意味がないと思うのです。この分類結果は、国や県に報告するための資料ではないのでしょうか。本来は、議会や住民に知らせる資料のためにつくってあるのだと思うのです。

歳出にもいろいろな分類法がされています。そういう中で、固定費と、それ以外の経費に分類する方法も一つとしてはあると思うのです。平成22、23、24年度の決算で、固定費と、それ以外に分けた大ざっぱな概算額で結構ですので、示していただきたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 青木議員のご質問の固定費と、それ以外の概算額のご質問でございますけれども、この固定費と変動費という2つあるのですけれども、こちらの管理会計という企業会計で用いるものでございまして、地方財政では用いない資産、経費でございます。

そういった点を考えますと、2つ目の質問になるかと思えますけれども、経常費と、それ以外の経費という言い方もできると思いますので、固定費を経常費、変動費をそれ以外の経費ということでお答えさせていただきますけれども、ご了承いただければと思います。

それでは、平成22年度の決算でございますが、経常的経費につきまして42億6,600万円、臨時的経費が15億5,500万円、率でいきますと、経常経費が73%……

[「そんなのいいよ」と言う人あり]

○企画財政課長（小嶋 栄君） よろしいですか。平成23年の決算につきましては、経常的経費が42億9,900万

円、臨時的経費が17億1,500万円、平成24年度につきましてが、決算額、経常経費が41億6,200万円、臨時的経費が12億2,300万円となっている状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） いろいろな似たような言葉はあるわけで、義務的経費だとか、固定費だとか、経常経費だとかという、これみんな似たような、内容がちょっと違うだけで似ているのだと思うのですけれども、いろいろな分類方法があるのは、何か分類させる方法をつくった総務省か昔の自治省か知りませんが、そういうところには意図があったのでしょうか。

それはそれとしまして、次に経常収支の比率について伺います。まず、経常収支比率の算式をわかりやすく、余りくどくではないのです。わかりやすく説明してください。説明ではない、これは算式を出せばいいのだから。それだけです。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 経常収支比率の算式でございますが、ごく簡便に申し上げますと、毎年度、経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、毎年度経常的に収入される一般財源と臨時財政対策債の合計に占める割合でございます。計算式を申し上げますと、経常的経費充当一般財源割る経常一般財源総額と臨時財政対策債の合計で割ったものでございます。ですから、分子を経常的経費充当一般財源とし、分母を経常一般財源総額と臨時財政対策債の合計額という算式となっております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） その算式を用いて、平成22、23、24年度の決算から、この経常収支比率を算出してみてください。先ほどちょっとその数字出したみたいですが、改めて。数字だけで結構です。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 各年度の経常収支比率でございますが、平成22年度85.7%、23年度が87.7%、24年度が87.4%となっております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それでは、この平成22、23、24年度の経常収支額は幾らになっているのか示してください。細かい金額はいいです。100万円単位ぐらいまで、何億何千何百万。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） ただいまのご質問でございますが、経常収支額ということでございますが、経常経費充当一般財源額ということではないでしょうか。大変申しわけございませんが、経常収支額という意味がちょっとわかりかねる部分がございますが。

○9番（青木秀夫君） 経常収支額というのは、先ほど説明したでしょう、小嶋課長が。経常一般財源引く経常経費充当一般財源は経常収支額ではないの。さっき割り算したのだから、今度は引き算です。もっと簡単だ。比率は割り算しなければ出ないけれども、収支額を出すのは引き算でいいのではないの。これ暗算でもできるのではないの。

○企画財政課長（小嶋 栄君） 先ほど申しあげました経常的経費から臨時的経費を引くということでございましょうか。

○9番（青木秀夫君） そうではないでしょう。さっきは、割り算したのでしょうか、比率出すのだから。今度は引き算で済むのだよ、収支額だから。

○企画財政課長（小嶋 栄君） 少々お時間をいただけますか。収支率については把握しているのですが、その引き算については正確な数字を今把握できませんので、後ほどお答えさせていただきますが、よろしくお願いたします。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） だって、この85.幾つとかというのは、割り算したのでしょうか。40億円分の三十何億とか、そういう計算をしたわけでしょう。ということは、40億円引く35億円は5億円とか、そういう数字ではないのですか。

では、いいです、時間もないから。経常収支比率については、わかりやすい予算書にも抽象的な説明が少し載っております。でも、この経常収支比率というのは、何を言おうとしているのか、数字を使って具体的に説明していただけないですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 経常収支比率を数字を使ってわかりやすくというようなことですが、この経常収支比率につきましては、比率が高いほど財政の構造の硬直化が進んでいると言われておりまして、板倉町につきましては先ほど申し上げたとおり、85%から87%の最近3カ年の平均でございませけれども、ほかの市町村の状況を見ますと、群馬県平均で89.7%、全国平均で90.3%ということでございますので、板倉町につきましてもほかの市町村並みということでございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そういう説明ではわからないので、何か具体的な例を。いいですよ、時間ないから。それと、さっきの経常収支額、計算出しておいてください。そういう説明されるからわからないのです。

では、続いて、今説明されたように経常収支比率を説明すると、何か抽象的でわかる人にはわかるのだけれども、わかりにくいのです。ところが、経常収支額というのは、単なる収支額の差額なので、説明の必要ないのです。その金額はずばり出てしまうわけだ、3億5,000万円とか5億円とか。比率というのは85%というのは、それをまた残りの15%が幾らになるのかというと、計算し直し、2回も3回もやらなくてはならない。これ面倒くさい。経常収支額分の差額、だからさっき出ましたか、平成22、23、24年度。もう一回。これ簡単だと思うけれども、40億円引く35億円みたいなものです。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 青木議員さんご質問の経常収支額につきましては、ただいま担当が作成中でありますので、もう少々お待ちください。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それが出ないと次に進みにくいだけれども、ではちょっと休憩させてもらって

いですか。出るまで、数分。

○議長（野中嘉之君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時50分）

---

再 開 （午前11時57分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、経常収支比率に係ります青木議員の質問の経常収支額ということですが、先ほどの経常収支比率を算式するに当たり、経常経費充当一般財源、これは歳入であります。それを分子として、経常一般財源、これは歳入であります。それと、臨時財政対策債、これは歳入であります。それを合わせた額を分母として割った数字が先ほどの比率です。つまり……

[「それはわかっております」と言う人あり]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 先ほど青木議員のご質問の数字でございますが、歳入を歳入で引くというようなことになりますので、収支ということにはなりませんけれども、先ほどの質問の数字を申し上げます。平成22年度が6億166万6,000円。

[「6億」と言う人あり]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 6億100万円ということよろしいですか。

[「6億円だ」と言う人あり]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 平成23年度が4億9,900万円、24年度が4億9,600万円というような数字にはなりますが……

[「いいですよ」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 収入を収入で引くというのは収支ではないということ、そうかも、差額、質問が悪かったかもしれないけれども、そういうこと。平成22年度が6億円、23年度が4億9,000万円、24年度が4億9,000万円ということなわけです。経常収支比率と比べると、非常に具体的に数字を出すと、いろいろ計算しているのに難しいのです。ところが、これは何と言ったらいいのか。経常収支額ではまずい、不適當だといふのであれば、この差額は説明の必要がないわけです。一般財源引く経常経費の額だ。だけれども、収入と支出にもなるのではないの、小嶋課長。経常経費というのは、支出だろう。今、私も勘違いしてしまったけれども、収支でいいのだ。そういうことだ。

そうしますと、この額が経常経費以外に充当できる、使えるという金額になるわけです。その金額が、いわゆる投資的経費とか、あるいは場合によっては基金に積み立てるとか何にでも執行部の裁量、判断で使えるわけです。何にでもと、悪い意味ではないです。町道整備に使うことも、基金に積み立てることも裁量で使えるということになるわけです。そういうことですね。教えてください。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 議員のおっしゃることで、おおむねそのようなことになるかと思えます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 経常収支額が平成22年度約6億円、23年度も4億9,000万円、24年度は4億9,000万円と毎年4億円、5億円の経常経費以外の予算が、町道の整備だとか、あるいはそういったものの投資的経費に向けられるということになるわけです。そういうふうに具体的に説明してもらえると、執行部と議会の議論も盛り上がっていくのではないかなと思うのです。年間4億円、5億円が経常経費以外に充てられるとなれば、これ5年間ですと20億円、25億円という経常経費以外に使える金が予測できるわけです。そうすれば、この3年、5年先までを展望した、もっと内容のある議論もできるようになるのではないかなと思うのです。この財源がどれだけあるのかわからなくて真っ暗闇で議論をしても始まらないわけです。経常経費比率だけでなく、財政力指数とか将来負担比率、あるいはプライマリーバランスなどの数値はどういう目的で、何を示すために算出しているのか。行政用語でなく日常用語で、わかりやすく丁寧に、親切心を持って説明されない限り、議会の活性化にはならないと思うのです。

前回の議会でも聞いたのですが、議員はプロなどと心にもない発言はやめてもらいたい。これは皮肉な発言でしょう。皮肉とか嫌みはやめていただきたい。前にも配付しましたけれども、東大の金井教授の論文ではないけれども、ちょっとした文章を町長なんか配ったことあります。あれには何て書いてありますか。議員の無能性について。議員を有能にするには、ミイラを生き返らせるようなものだという一文があったでしょう。あれは極端としても、議員も生きていくわけだから、わかりやすい資料をもらえれば、少しはいろんなことが進歩すると思うのです。

余談ですけども、何か皮肉なことに金井教授というのは、来月、群馬県の議員の研修会に講師で来るのだそうです。どんな話されるか期待しておるのですけれども、それはそれとして、そういう議員の実態に合わせた親切な対応をとることができないのか伺いたいと思うのですけれども、これは町長。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 私も議員上がりの町長でございますので、議員時代は青木議員と同じような心理状態でありました。あわせて、予算書でいえば、備考の欄に重要な多額なものは書き込んでありますが、一々その他のものにも全部書き込んだほうが、答弁する側も楽ではないかということで、就任してからもそういう指導は一応しておるところでございます。ただ、今年あたりを見ると、財政課長がかわったせいか、どういふことになっているのか備考の書き込み欄も少なくなっているというような感じもしまして、私とすれば議会の議員の立場も両方理解しておりますし、そういう意味では課長も出たり入ったり、出たり入ったりするよりも、明示を、理由を備考の欄にしっかりと全部書き込めば、せつかく欄を作ってもほとんど空白ということで、そのやりとりだけである意味では無駄な時間を費やしている面もありますので、そういった指導もさらに強めてまいりたいと考えております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今、作成中の議会基本条例に予算・決算常任委員会が設置される予定になっているのですが、現行のような行財政資料の議会への提供では議論も深まらず、予算・決算常任委員会も開店休業になってしまうのではないかと心配しています。説明不足の現状のような予算・決算書は、学校の教科書に

も一見似ているような気がするのです。ですが、先生の説明箇所を伏せてつくってある教科書とは違うのではないかと思うのです。説明不足の原因は何か。まさか議員がプロであるから、不要であると思っ  
つくってあるのではないのでしょうか。それはマンネリ化と親切心の欠如にあるのではないのでしょうか。新入  
職員当時の初心、サービス精神も時間の経過とともに薄れて、経験を積む過程で、知らず知らずのうちによ  
らしむべし知らしむべからず的思考が身につけてしまった結果なのかなと私は思うのです。

そういう執行部の中であって、まだ一番日が浅いのは教育長かもしれないし、でも教育長は元公務員だか  
らそうではないのかな。でも、町長だと思っ  
たのです。そういう中であって、この行財政情報の公開に最も積  
極的で親切な対応をとっているのは栗原町長だと私は思っ  
ております。執行部へ来て日が浅くて、まだ公務  
員社会になじんでいないからということも少しはあるのかなと思っ  
たのです。ですから、民間の感覚を維持し  
たまま、忘れることなく、親切な議会对応、公務員社会になじまない議会对応を今後とも続けていた  
だきたいと思っ  
たのです。そして、職員の先頭に立って、指導、監督していただきたいことを望むのです。そうしな  
いと、この議会基本条例も生きないと思っ  
たのですが、もう一度、町長、お答えいただけますか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 何回も同じことを申し上げますが、前から公務員は防御型である。あるいは質問さ  
れたものだけを答えれば、それも最小限にと。それが公務員のある意味では体質と一般論では言われており  
まして、それはある意味では青木議員の言う不親切であり、知る権利を行使しなければ知らしめないとい  
う論理にもなるのかなという感じもしてございまして、先ほど言ったように、この範囲までは聞かれなく  
ても説明する、あるいは書き込むということは重要なことでございまして、それも含めて、わかりやすい  
予算書も含めて、さらに考えていきたい。職員の指導もできるだけそういう方向性を持っていきたく  
と思っ  
てござい  
ます。また、そのほうが、職員自身も録音テープが回っている中で失言しないかとか、そういった余計な緊張  
もせず済む。お互いに楽な方法であり、かつ内容の濃い議論も議会においてできることだろうと思っ  
てござ  
いますので、職員にも利があると判断をしておりますので、その指導は強く進めてまいりたいと思っ  
てござ  
います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） いろいろと比率とか指数が義務づけられて算出されているのかもしれませんが。しか  
し、ただ算出しただけでは、職員の骨折り損のくたびれもうけで、活用しないと意味がないものだと思  
うの  
です。それらの数値は、法律で議会への提出が義務づけられているのなら、せつかく議会に提出するなら、  
わかりやすい説明をつけるぐらいの親切心を持ってもらいたいです。この平成24年度の決算についての健  
全化比率及び資金不足比率、審査意見書が、昨日、議会に提出されております。私も提出者の当時者の一人  
となっ  
ておるわけですが、この提出資料が何のための比率なのか、何のために生かされるのか、自分自身理  
解できていないのです。

執行部の方々も、健全化比率の数値がどういう目的で、どういう生かし方をするものか正しく理解して  
いるとは思えないのです。この健全化比率については、法律で住民にも公表が義務づけられているわけ  
です。そうであるならば、公表する前にいろいろな数値について執行部と議会とともに理解を深める機  
会をつ  
くることが望ましいのではないかと思っ  
たのです。その後いろいろな公表するということが望ましいかなと。そう

することが、議会活性化にも結びつくことになると思うのですが、執行部の考えはいかがなものでしょうか。誰か代表してお答えいただけませんか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 健全化判断比率を初め財政指数につきましては、確かに私を含めまして非常に難しい指数だと感じております。先般の監査委員会に指摘があったように、町民への公表ということで、インターネットのホームページを使って公表するのですが、そのときにはよりわかりやすくするという指示を既に出しております。ほかの市町村で非常にいいデータの出し方をしているものがありますので、それらも含めまして一度研究しろという指示を出しております。また、健全化判断比率を初め財政指数につきまして、議員の皆様には説明することは全然問題ありませんので、ぜひそういった機会を設けていただければ説明したいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この平成24年度決算監査に当たって、健全化比率及び資金不足比率についての審査資料を監査委員という立場で渡されたのですが、一読しただけではトンネルの中の手探りみたいなものです。じっくり考えながら読んでも、20%ぐらいしか理解できていないのが実情です。その20%の理解も、こういう審査資料を監査委員として受け取って読んだ結果なのです。ですから、こういう資料は監査委員だけでなく、全議員に配ると。それから、いろいろな行政事情も含めて、積極的に提供することが議会の活性化につながるのだと思うのです。

ただ、行財政資料の提供の際、行政用語を日常用語に置きかえる工夫努力が必要だと思うのです。そうでないと、効果は半減どころか、全くゼロということにもなりかねません。とにかく幾つかのキーワードだけでも日常に置きかえる努力、工夫していただきたい。この地方自治法や財政健全化に関する法律などで、議会や住民に財務内容の公表が義務づけられているから、内容はともかく、形式だけ整えて公表すればよいという考えであるとすれば、これはまさによらしむべし知らしむべからずの時代と同じ発想だと思うのです。今は情報公開の時代なのです。この霞ヶ関語を日常語に翻訳する努力、工夫が必要不可欠です。そういうことが議会にとっても、執行部にとっても理解が深まり、議会活性化につながっていくものだと思うのです。同じような質問になるのですけれども、そのような対応は無理なのでしょうか、どうでしょう。

では、中里課長でもお答えいただけますか。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、我々が使います財政用語等、確かに我々はある程度仕事の上では理解していますが、広く町民あるいは議員の各位にはわかりづらいというところではご指摘のとおりだと思っております。そういったことで、議員がおっしゃるとおり、今後は可能な限り日常用語に置きかえるような方向でいろいろな機会の説明は取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） いろいろな比率とか指数も、日常用語で大ざっぱに説明されるとわかることも増えるのです。例えば、将来負担比率の説明ですが、わかりやすい予算書にこう書いてあるのです。町が翌年度以降について負担することが確定している債務及び債務が見込まれる債務等の大きさを示す指標、そして比率は低いほうが健全という説明が載っておるのですが、この説明では何に対して大きいのか小さいのか、抽象的で全くわかりません。この説明ではわかりにくいと思うのです。日常用語に置きかえて説明すれば、実質借金が年収の何倍あるかということではないのですか。例えば、Aさんの実質借金が1,000万円、年収500万円であれば、Aさんの将来負担比率は2倍、200%ということになるのです。これなら非常に単純明快に、普通の人でもわかると思うのです。そういう説明をしていただきたいと思うのです。

この算式を平成24年度板倉町の決算に当てますと、実質借金なしということに板倉町はなっておるわけで、負担比率は算出されない。実質無借金ということは、健全財政ということで、町長、誇れることだと思うので、大いにPRする必要があると思うのです。経常収支比率やプライマリーバランスの算式なども、大ざっぱに説明されるとわかりやすくなるのです。この6月議会でプライマリーバランスの算式について説明を求めたところ、今、群馬県市町村課を通して総務省に説明を求めているところであると小嶋課長の答弁でした。その後、群馬県の市町村課から回答文書が来たものを私も見せてもらって、ここに持っておりますが、私には意味不明の内容です。それでしたので、小嶋課長に群馬県に再確認するようお願いしたのですが、その後どのような回答が来ているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 6月議会のプライマリーバランスの質問に関しまして、先ほど青木議員さんがおっしゃるとおり、群馬県の市町村課を通じて総務省の財務調査課というところに問い合わせをし、その内容を回答いただいておりますが、私にも理解ができないというところがあります。その後、担当へ問い合わせしたと思うのですが、青木議員さんにお渡しした資料のとおりであるということであったと記憶しております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君に申し上げます。青木秀夫君の当初の持ち時間は12時25分でしたが、先ほど休憩を7分ほどとりましたので、12時32分までとします。

○9番（青木秀夫君） わかりました。

私もわからない、小嶋課長が見てもわからない、半わかり、それでそのままいいのですか。私、この群馬県からの回答のコピーを持っておるのですが、この文面もあやふやで自信のなさそうな文面なのです。群馬県もわかっていない、総務省もわかっていないという文面なのです。ひょっとすると、この算式の作成者しか正しい理解をしていない。その方は退職しているか、どこかに移ってしまっていないのかもしれない。そういうことって世の中間々あるのです。そうであっても、再度確認してみる必要があると思うのですが、そういう考えはありませんか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） このプライマリーバランスの算式につきましては、総務省から示されているものでありまして、いわば一つの定義ということでもありますので、私どもこれ以上の質問は市町村課もし

くは総務省にはしないという考え方を持っております。これは全国统一した計算式でありますので、私どもそれ以上の質問はできないかなと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 余り厳密な計算とか、正確に出そうとすると何でも難しいのです。こんなものは、プライマリーバランスなんていうのは大ざっぱに暗算でやるぐらいなものが一番いいので、このプライマリーバランスについてはこの前から何回も中里課長と見解が違うと言っているわけですが、私はプライマリーバランスが黒字ならよくて、赤字なら悪いなんてそんな認識していません。プライマリーバランスというのは、赤字だって黒字だった単年度で見たら、別にそれは全然問題ないわけです。最低5年、10年単位で見て赤字になっていなければ、そうでしょう。一軒の家計だって、単年度で見れば、何か特別な支出があって、支出が多かったり、今年は余ったから貯金しておこうとか、いろいろでこぼこがあるわけですから、10年単位ぐらいで見て、とんとんにいっていけばまあまあかなということなのです。

だからプライマリーバランスが黒字だ、黒字だからいいなんて、黒字ならここに現金が余っているのではないかななんて、課長は人を誤解しているみたいですが、私、全然思っていない。前に借金が残って、その借金を10年間かけて返済していくということは、プライマリーバランスはずっと10年間黒字なのです。結果的には、前の赤字を埋めただけなのです。だからそういうつもりでいるのだから、財政収支とか、家計でもそうですけれども、黒字である限りは、これは好転はしているのです。前悪かったのが、今好転している。そういう理解をしているので、群馬県でも、総務省の人でも、何かこれ、みんな半わかりなのです。この文面見たら、何だこれって、自信のなさそうなあやふやな文面で、だから小嶋課長も失礼かと思って群馬県に聞きにくいのかもかもしれないよね。そういう配慮もあるのかもかもしれないけれども、機会があったらぜひ聞いていただきたい。

最後に、議会基本条例が制定される予定です。そうしますと、常任委員会が設置され、この常任委員会は原則毎月定例で開催されることになるわけです。執行部と議会が議論する機会が増えるわけです。ただ、増えることが議会活性化というだけで、ただの活性化という理念を掲げるだけでは、絵に描いた餅になってしまうと思うのです。問題は活性化の具体的な策、方法は、肝心なことだと思うのです。その具体策を執行部の協力のもとに、議会が共通の問題として考えていくことが必要だと思うのです。その手っ取り早い議会活性化策は、先ほども何度も同じことを申し上げていますが、内容のあるわかりやすい行財政資料の提供だと思うのです。いろいろな指数、比率の算出目的、その活用方法などをイラストやグラフを交えて、日常語で説明した資料提供となれば議論も深まり、結果として行財政全体の構図の理解にもなるのではないのでしょうか。

行財政全体像をつかみ、過去、現在を監視するのが議会の役目でなく、財源を踏まえた中長期の将来の事業計画やまちづくりの論議に参画するような議会にすることが、この議会活性化の真の目的であると思うのです。それには、何といたしても執行部の協力が必要だと思うのですが、同じ質問ですけれども、最後に総まとめで、町長、また同じことでも結構ですから、お答えいただければと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 必要な資料等に対しては出し惜しみをしないということで、積極的に提示していくと。守秘義務等々がどこまでかかっているかということについては、その際、検討しながらということをお前提に、そういうことです。

私どもが逆に言いますと、例えば先ほど小森谷議員の学校に対する統合の問題も話題として出ましたが、ぜひ議会で議論していただいて、提案する、あるいは批判するのは我々の役目、執行部は何か考えろということではございません、二代表制ですから。したがって、具体的な例で言えば、今、青木議員さんがおっしゃられたようなことも、ともにそれぞれの立場で、ただし議員さんは12人いまして、それぞれが有権者の代表権を持っているわけでありまして。議員が一人一人、銘々に別々なことを言われても、対応のしようがございません。したがって、今までも一般質問あるいは質疑の中で、果たしてその議員さんの意見がどれだけの議会の絶対多数をとるかということについて、我々は分析させていただきながら、取り上げるものと取り上げないものとに分類してまいっております。

例えば、冒頭、昨日の自分の意見、考え方を決算議会に最初に述べる流れの中でも、大きな問題が町にも山積しております、そういった場合、まず議会は議会としてぜひ議論していただいて、できるだけ統一的な見解というものを基本的には一歩二歩、一方は違う考え方もあるが、おおむねこうであるということを出していただかないと、そういう意味では空回りになるのかなという感じもしますので、そういう意味でさらに議会の活性化を通し、議会改革を通して、議会、議員同士が話し合っ、まさに議員、議会とは二代表制の町民の一端を、代表を担っているわけですから、今まで提案権は議会にないなどと言っていますが、対案をぜひこれからも求めていきたいと我々も考えておりますので、ともに町民の代表として軽々しい評論家的意見だけでなく、こうすべきだ、ああすべきだ、財源までしっかりと考えていただいて、そういった対応をこれからも議会にも求めていく姿勢でございますので、そういう意味ではお互い責任が重くなるという感じはいたします。よろしくお願ひします。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 以上で質問を終わります。今、町長の答弁のとおりで、私は何も議会側に問題がないと言っているわけではないのです。全て執行部に原因があるというわけではないので、その辺のことは、議会側にも問題があることは当然なので、それを踏まえて質問しているわけなので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 （午後 0時34分）

---

再 開 （午後 1時30分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、今村好市君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[2番(今村好市君)登壇]

○2番(今村好市君) 午後のお疲れのところ、時間をいただきまして質問したいと思います。今回につきましては、私は道路行政全般にわたってと、庁舎建設問題について質問したいと思います。

道路の問題につきましては、決算とか予算とか断片的に今まである程度質問もさせていただいておりますので、町の考え方等については理解している部分もあるのですが、確認も含めて今後どういう形で道路行政を進めていくことがいいのかどうか、その辺も議論ができて、議会も町執行部側も町民の信託を受けてまちづくりを進めていくという目的については同じでありますので、ぜひ適切な議論をして、いい方向に物事が進めばと考えております。

まず最初に、道路整備計画なのですが、道路は言うまでもなく、安全かつ便利に快適な町民の生活を支えるというのが大きな目的でございます。それに加えて地域経済の活性化や地域づくり、まちづくりの骨格となるものと認識しております。最近におきましては、災害時の避難経路等においても、非常に道路については重要な役割を持っているということでございます。今後の道路行政をどのように進めていくか、きちんとした計画をつくって、具体的に進めていくことが、私はいいのかなと思っておりますので、何項目かの質問を通して、最後に提案という形でお願いしたいと思います。

まず最初に、国道、県道の整備計画なのですが、これは国もしくは県が所管している道路でありますので、町については直接整備するということはほとんどないと思いますけれども、骨格となる町内の国道、県道についての計画、これは当然町としても承知しておくことが大事なことでございますので、特に群馬県については県土整備プラン、10年間の道路整備プランが策定されておりますが、この件について町はきちんと説明を受けて、町の県道については県がどういう整備計画を持っているのか承知しているところだと思っておりますが、その辺について町の見解もしくはどのくらいまで理解して、関係する町道と接点を持って今後考えているのか、まず第1点お尋ねしたいと思います。

○議長(野中嘉之君) 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長(鈴木 渡君)登壇]

○都市建設課長(鈴木 渡君) まず、国道、県道の関係でございますけれども、平成25年度を初年度としまして、今後10年間、新たな計画ということで、今、議員さんがおっしゃられました「はばたけ群馬県土整備プラン」ですか、2013年から2022年までの10年間という策定がされております。現在、町もこのプランに基づきまして、事業を一緒に推進しているところでございます。また、板倉町の管内におきましては、現在、3つの路線を進めているということで、ご存じのとおり、国道354号、北川辺バイパスの整備、あるいはこれは加須市まで通るということで、約2.6キロの区間の整備に着手して、平成29年度完成という予定でございますので、町もあわせて一緒に進めたいと。

2つ目につきましては、県道海老瀬一飯野線、八間樋橋工区という形で八間樋橋の架け替えの工事に着手して、平成27年度に完成を目指すということで、町も実施中ということでございます。

3つ目につきましては、これは県道でございますけれども、斗合田一岩田一岡里線の国道354号から北へ入りまして、残りの480メートル、これがまだ未整備になっておりまして、これにつきましては現在、用地買収を進めているということで、そこには建物等の移転という箇所もありますので、それを除きまして工事に着手する予定になっております。いずれにしましても、県の整備プラン、平成29年度完成ということで

ございますので、それにあわせて町も早く整備を一緒にしていきたいと。

また、このほかに県の事業で歩道の整備あるいは舗装、あるいは橋梁、橋の長寿命化補修等も計画的に実施をしていくということを県から聞いておりますので、あわせて町もそのように進んでいきたいという考えでございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 国道、県道につきましては、いずれにしても町の骨格となる道路でありますので、これ3本の路線が今、整備を進めているということなのですが、そのほかの路線におきましても、ぜひ安全に通行できるような方法で要望をしっかりと、国道、県道については国、県の事業で整備していただくように、これも行政の対応としてお願いできればと思っております。

次に、栗原町長になりましてから、利根、渡良瀬架橋という話が出てきておりますが、これは県道以上のレベルでないちょっと整備が難しいものかなと思います。今後、かなり時間的にもかかるのだと思いますが、今の時点で一生懸命働きかけをして進んでいかないと、いつになっても実が結びませんので、この辺の進捗状況、特に利根川については反対側の加須市、渡良瀬川については佐野もしくは栃木になるのかなと思うのですが、この辺の進捗状況と、その利根、渡良瀬架橋をつなぐ町内の道路形態、こういう将来に向けてどのようにこの辺を考えているのか、また現在の要望等も含めた進捗状況についてお伺いします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 今村議員ご質問の新たな利根川、渡良瀬川にかかる新橋の問題でございますが、ただいま加須市と栃木市と協議を進めている段階でございますが、まだ事務レベルの協議の段階ということでありまして、具体的にどこに橋をかけるか、また利根川と渡良瀬川の町内の道路ですか、その辺もまだ未定ということでございます。今後、私どもとしましては、なるべく早く事務レベルの協議を終了しまして、協議会等の立ち上げに向けて努力していきたいという状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） いずれにしても、大きなプロジェクトでありますので、そんな簡単にいくとは思いませんが、町は町なりに、町として渡良瀬についてはこの辺に架橋ができれば、利根川としてはこの辺に橋ができれば、町の真ん中に骨格となる幹線道路がうまく通るのだよという構想は、事務レベルでも結構なのですが、描いた上で両県、両市ともやはり接点を設けて協議していくことが大事なのかなと思っております。

いずれにしても、利根、渡良瀬にしても、板倉が一生懸命動かないと、両側の市町村はなかなか動いてくれないということもあると思いますので、板倉だけではなく、県、国も巻き込んだ上で、これについては積極的に将来のことを考えて進めていただければと思いますが、町長の所見、お願いします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 正直な話、事務担当あるいは私どもの間では、立ち上がった直後にどこをどういうふうに通すかということが当然出てきますから、また立ち上がる状況において、いわゆる加須市さんと板倉町の接点というのはほんのわずかなのです。利根川を挟むと。ちょっと西によりますと羽生市になってしま

いますしということで、南はおおむね防災ステーション近辺かな、そこから調整がされているかもしれないという、今の私の考え方ですし、それを真っすぐ走って、最終的には渡良瀬川がどこらに橋をとという話にも多分協議が、事務方の話し合いが進んでいけば、必ずそういう段階になると思います。

いずれにしても、余り東へ寄りますと新開橋との距離が狭いということと、グライダーのコース等も相当難しくなると、いわゆる代替地も含め。そうすると、必然的にこちらで思っているのは除川の裏あたりかなというようなこと、これは一方的にです。そんなところを中心に、あとは既存の道路を理想的な形と暫定的にどうするかという問題も多少あると思うのです。町を通すのに、しかもそれが県道ではない。これからそういう交渉も、一定のレベルになればしなくてはならないと思うのですけれども、ということで既存の道路が真っすぐ走っているところなどを中心にしながら、あるいは八間樋橋等も使う形で、そういう構想に近いものができ上がっていくのかなと思っておりませんが、まだそういう段階には至っていないと。

でも、もっと言えば、加須市さんとの協議会立ち上げはもう向こうから早く立ち上げよう、早く立ち上げようと言っているのですが、栃木市さんに多少複雑な事情もあるようでございまして、それを今、模索しながら、できれば先ほど議員申されたとおり、相当長期的な視野に立ってのまず陳情活動が主になると思いますので、両方、いわゆる栃木、群馬、埼玉巻き込む形で、1回の陳情で両方の橋をと。その先には、どっちを先につくるかというのは国の予算とかそういうことになってくるという予測の中で、いずれにしても栃木市さんの対応がちょっと遅れているというのか、でも決して首長同士も含めて橋をかけることには賛成しているということで、そういった調整を今3回、何回ぐらいやっているの、4回目。

〔「3回」と言う人あり〕

○町長（栗原 実君） 3回すでに我が町の役場においていただいて、そのほかに加須市さんには加須市さんで、こちらから出向いたり、置かれている立場がご指摘のとおり、板倉町が両方必要な町でございまして、小さい町で申しわけありませんが、我々が積極的にまさに橋渡しも含めやるということで了解いただきながら進めているという状況で、今申し上げましたのは、橋の構想あるいは橋のここらかなというのは、私個人が勝手に描いている構想でありまして、設置点でもそんなに違わなくなってくるのだろうなどは感じていますが、そういう協議中でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） やはり昔、渡しがあったところが県道認定なんかもされていますので、今、町長が言ったように、渡良瀬についても、利根についても渡しのあったところに橋をかけるというのが歴史的には非常にいいのかなという感じもしますので、当たらずとも遠からずということかなと思っています。政治的な判断も必要ですので、町長みずから公約の中で進めておりますので、これについては先が長いのですが、今の時点からできることは積極的にお願しておきたいと思っております。

続きまして、都市計画道路の整備状況なのですが、都市計画決定は非常に昔というか、線引きの時点にしたものですから、都市計画道路、板倉町何本かありますけれども、なかなかこれ整備が進んでいかないという現実がありますので、その辺について何点かお尋ねしたいと思います。

現在の都市計画決定をされている路線数と、整備状況についてまず最初にお伺いいたします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

〔都市建設課長（鈴木 渡君）登壇〕

○都市建設課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますけれども、まず町の都市計画道路についてですが、国道が旧354号及び板倉バイパスの2線、それと県道が4路線、町道が5路線、合計11路線が都市計画道路として決定されております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 県道、国道については、ある程度整備が具体的に進んでいるのかなと思うのですが、町道の5路線については、なかなか進んでいないのが現状かなと思っています。ご存じのとおり、都市計画道路というのは法的に規制されますので、都市計画の幅員の範囲内に建築物を建てる場合は、当然建築制限もしくは誓約書みたいなものをしっかり町はとるということになっておりますが、特に町道の部分の建築制限、建築条件として建築が建っている建物については今どれぐらいありますか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） 済みません、今把握していないので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） その辺のことも含めて、線引きをした当時と今の状況が非常に変わってきておりますので、法的に非常に拘束力のある都市計画道路については、なかなか見直すのも大変なのだと思うのですが、やはりその道路よりはこっちの道路のほうが利用率も高いし、整備の可能性も非常に高いというものが都市計画決定した道路についてもあるのだと思うのです。だからもうこの時点で見直しをかけたかどうかという提案なのですけれども、具体的に法的な規制のある道路を町単独で見直しができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） お答えいたします。

先ほど都市計画道路の整備の状況ということで、整備されていない状況のところはまだございまして、ご存じのとおり、国道354号、板倉バイパスの暫定2車線の整備中のところ、県道については靄谷地内から板倉ニュータウンの泉野地内へ向かう県道板倉一靄谷線がまだ未整備になっていると。それと、県道斗合田一岩田一岡崎線については、まだ暫定的で整備されておりますけれども、これは残る靄谷一館林線の交差点から北が暫定で整備されて、浮戸から岩田ですか、そちらの残りの480メートル、これは現在着手していると。ご存じのとおり、役場の西を通る県道板倉一除川線と、それと板倉郵便局の信号から北へ向かいまして、県道板倉一靄谷一館林線へ抜ける2路線が未整備になっておりまして、町道につきましては中央公園を南北に通る公園通り線、町道1-12号線、それと板倉ニュータウン内の4路線が整備済みということで、5路線が整備済みとなっているということです。残りにつきましてはほとんど住宅にかかるところでして、非常に難しいのかなという状況でございまして、具体的に事業化ということに向けましては、非常に県の整備プランですか、その中に向けて、できれば要望していければと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番(今村好市君) 聞いたのは、どうしても手がつかない都市計画道路については、変更ができるのかどうかということなのですが、それは一定の法手続をすればできるのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長(野中嘉之君) 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長(鈴木 渡君)登壇]

○都市建設課長(鈴木 渡君) 非常に勉強不足で申しわけありませんけれども、それも確認して、後ほどお答えしたいと思います。済みません。

○議長(野中嘉之君) 今村好市君。

○2番(今村好市君) 次の質問に入りたいと思いますが、幹線町道の整備状況と今後の整備方針ということなのですが、幹線道路の位置づけというのは前の質問でしましたら、都市計画道路と町の1・2級町道、これが幹線町道という位置づけを町としてはしていますよと。整備状況については、全体で550キロあるのですが、舗装済みが約50%の整備状況ですよということをお答え願った経緯がございます。それについては確認の意味でもう一度質問しますが、幹線町道としては1・2級道路と都市計画道路550キロで間違いないのかどうか。

○議長(野中嘉之君) 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長(鈴木 渡君)登壇]

○都市建設課長(鈴木 渡君) 幹線道路の状況でございますけれども、距離数はわからないのですけれども、集落と集落を結ぶ道路、それと地区と地区を結ぶ幹線道路は、1級町道がそれに当たるのかなと思います。1車線または2車線となっている状況については、一時改良でほぼ完了しているということで認識しております。1級町道であっても、幅員が非常に狭い、すりかえに支障がある路線もあるということでございますので、多くの事業費がかかるのかなと思っております。現実的には補助事業で対応するような規模になるのかなと思っております。この距離数については確認はできませんので、この場では答えられませんが、これも後ほど確認してお答えしたいと思います。申しわけありません。

○議長(野中嘉之君) 今村好市君。

○2番(今村好市君) 後ほどが多いと議論がかみ合わなくなってしまって、その答えを受けて次の質問も含めているのですが、結構です。

いずれにしても、今度、役場庁舎も場所が変わるわけですので、町民ができれば同じ距離くらいで安全に役場が利用できるということも含めると、多少幹線道路と幹線町道と言われるものについても、今までの考え方をやはり見直していく。たまたま中学校も近くにありますので、中学生の通学道路と、いわゆる町が考えている幹線道路を考えると、路線数についてはさほど多くないと私は思うのです。だからそういうところをやはり重点的に今後整備していく必要が当然出てくるのかなと思いますので、ぜひその辺の基本的な考え方、幅員についても板倉については幹線町道は原則対向2車線、片側歩道、広いとか狭いとかは別にしても、そういう基準で今後、整備していくのだと。ただ舗装すればいいということではなくて、やはり最低限の基準を設けて道路整備についてはやっていく必要があるのかなと思うのですが、その辺の幹線町道の位置づけ、もしくは整備方針については都市建設課長としての考え方はどうなのでしょう、お願いいたします。

○議長(野中嘉之君) 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） 基本的には、1車線ではなくて2車線で通れるような道路がいいのかなと。それと、やはり一番は直接生活に係る生活圏道路の整備、これを中心に進めていくのが一番いいのかなと思います。ただ、舗装だけではなくて、やはり状況を見ながら、ふだんの通行の多いところというのですか、そういうものを加味しながら進めていければなと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） ぜひ幹線道路の考え方も、町としてきちんと整理して、今後対応していくことが大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、通学道路の危険箇所と整備状況については、午前中の一般質問で出ております。全国一斉に危険箇所の調査もしくは危険箇所の解消等については行っているということで、板倉については16カ所、整備済みが13カ所ということで、ほぼ危険箇所と言われるところについては解消されているという理解でよろしいかなと思います。

ただ、1点、先ほどの幹線道路との兼ね合いもありますが、交通量の多い道路で通学道路になっている、いわゆる広域農道、農免農道ですか、それと蛭田橋周辺、あの河川の中、それと藤木橋前後、こういうところについてはできれば歩道がほしいと将来的には考えているのですが、町長の昨日の話ではないですけども、暫定的に自転車を通れるような、せいぜい80センチぐらいですか、ラインを引いて、車道を狭くして自転車道として、通学道路として使っていると。これは暫定的にはやむを得ない部分があるのだと思うのですが、将来に向けてもあのままだと非常に厳しいのかなと。あのラインが引いてある中を中学生が通学するには、非常に逆にこっち側が路肩があって、田んぼで、これぐらいの幅ですから、幾ら運動神経のいい中学生でも、あそこを真っすぐ通学している状況というのは非常に厳しいのかなと。将来に向けて、通学道路、特に交通量の多い中学生が通う通学道路については、幹線道路の中でも優位に位置づけして、しっかりした計画を持って着実に進めていくことが必要だと思うのですが、その辺の考え方、教育委員会もしくは町長で結構です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ご指摘のとおり、北は北で、北地区全体の区長から農免道については拡幅して歩道をつけてほしい。それから、財政的な面から見てもということで、蛭田橋からこちら公園通りの交差点まで歩道が必要であるという要望が参っておりますが、暫定的に先ほど申し上げたような色分けで、イメージ的にはこちら辺を通っているいわゆる学生優先なのですよみたいな意味で色分けさせてもらっているところでありまして、非常に容易ではないなという感じは持っております。

将来に向けてですが、これらも非常に微妙な問題になってくるかと思うのですが、そういったハードの整備をしていくことが、子供がどんどん減り、効率的なのか、あるいはそういった統合が進むと、通学マイクロバス等の完全整備ということも出てきまして、逆にそちらの面にお金がかかるという面も当然出てきますし、そちらでできるだけ整備を、いわゆる送り迎えがマイクロバスの的なものということになれば、余り通学生に対して神経を使わずに済むということもあるのかなとか、今後のそういった道路の整備と、あとは通

学道の関係というのは、小学校についても危険箇所については、整備を進めることももちろん今の時点で暫定的に進めますが、せつかく整備しても近い将来、統合となれば、それは全くの無駄な投資でもないですけども、そういう目的に対しては目的外の投資にすぐになってしまうということも含め、総合的な見地からお金を投入する順序等も含め考えておりますので、とりあえず通学道については統合問題が、小学校ですと12時に、朝は1便、一斉で登校してくれということに対応できるでしょうが、帰りの時間帯には何便、例えば1つの場所にバスを向けたらいいのかとか、山村の苦勞などもいろいろ聞いておりますので、そういったことが完全にやれることになれば、子供はバスで通学をします。一定の場所、停留所へ寄って、バスで通学するというにもなるかもしれませんので、今村議員のお話も十分参考にしながら、そういった総合的勘案を加えていかななくてはならないのかなという感じもします。やらないということでは、もちろん全然ないです。そういうことです。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 今の町長の話は、予算を有効かつ無駄なく使うというのが原則でありますので、理解できる部分はあるのですが、私が言っているのは中学校の通学道路が中心であります。中学校の通学道路イコール今度新しくできる役場の町民の利用の道路にもつながっていきますので、中学校が統廃合でスクールバスというのは、今の時点ではちょっと考えにくいのかなと。統廃合もスクールバスを運行するに当たっても、小学校の範囲で当分の間は行けるのかなと思いますので、その辺も含めた形の幹線町道の整備ということをお願いしたいと思います。

次に移りたいと思いますが、町民の願いであります集落道の整備、これ何回も質問させていただいておりますが、3月議会におきまして、栗原町長になってから道路行政に非常に重点的に力を入れて、毎年、町単独の予算で2億円ぐらい投入して、陳情要望道路についても相当数解消して、住民については非常に毎日の生活に直結している集落道路でありますので、非常によくなっているという感が見えております。そういう中、やはりまだ72路線の陳情道路がありまして、着手しているのが26路線、未着手が46路線ということで、3月の議会の時点では答弁がございましたが、この3月の議会、いわゆる今年度予算案で実施するものを除いての未着手路線だと思っておりますが、都市建設課長、間違いがないでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） ただいま言われました未着手路線46を除いての26、これを着手していくということで間違いございません。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） この整備路線の順位決定というか、優先順位を決める方法については、前の都市建設課長が10項目の採点項目をつくって実施していますよということなのですが、その10項目の主な内容と、点数配分、それと採点は誰がやっているのか、決定したものについての公開はどのようなやり方でやっているのか。未着手路線46ありますが、今後についてはこの46路線を全て採点方式で優先順位をつけて進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） この路線の基準の考え方ですけれども、これにつきましては、今村議員さんが言われたとおり、8項目ですか、9項目ですか、この中で申し上げますと、まず現在の幅員がどの程度支障を来しているのかということと、それと道路の状況、補修状況あるいは路肩の崩壊状況、それとその区間の中の宅地の割合、それと排水の状況がどうなのか、それと先ほど話がございました通学道路の指定の状況、それと買収予定地の状況、それと道路の整備にはお金がかかるものですから、寄附ということも考慮に入れまして、それで点数をつけて、順番にというようなことで実施していくということでございまして、これにつきましては以前、これは大分古いのですけれども、常任委員会ですか、そちらでランクづけをある程度したものも加味しながら、それと直接現場を回って、職員で見て、9項目を加味して、順番に点数をつけて実施していくという状況でございます。基本的には、この基準で今後もやっていければなと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 項目については、9項目でも10項目でも結構だと思いますが、採点は都市建設課で専門的な見方で、何人ぐらいで検討しているのですか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） 採点については、10点ということが最高でして、この点数をつけるには、担当の職員と課長補佐、それ以外の担当ということで3人から4人で見ているというようなことでございます。よろしいでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 次に移ります。

道路整備予算の繰り越し状況をお尋ねいたします。例えば、平成22年度のものを23年度に、23年度を24年度に、24年度を25年度、25年度についてはある程度7,550万円ぐらいかなと思っているのですが、平成22年度、23年度を次年度に繰り越した路線数と事業費をお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） まず、町の単独整備事業でございまして、3路線ありまして、繰越額につきましては1,700万円でございます。

○2番（今村好市君） 平成22年度から23年度ですよ、3年間の。今のは24年度からから25年度ですよ、1,700万円というのは。

○都市建設課長（鈴木 渡君） 今申し上げたのは、平成24年度です。全部で1,700万円ということで3路線、平成24年度はわかっているのですが、22年度は資料を持ってこなかったもので、申しわけありません。済みません。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） いずれにしても、平成22、23、24年度、3年間を見ても、相当数の路線が町単独事業でありながら次年度に繰り越されているのです。その繰り越した要因、繰り越ししなくてはならない原因

というのはどう考えておりますか、都市建設課長としては。町長が予算をいっぱいつけてくれたので、職員の手が回らないので事業が消化できないので繰り越しなのか、道路に実際に入ってみたら用地の問題とか調査が不足していて、事業が年度内に終わらなかったのか、その繰り越しの理由が幾つかあると思うのですが。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） まず、繰り越しの理由の前に、道路をやる場合には事前に調査をやるということで、調査をやってから始めるわけです。その場合、わかっているもの、例えば相続が未相続だとか、あるいは抵当権がついていてどうにもならないとか、そういうものについては省いて、すぐ着工できるものやっつけていければということで、事前にそれを調べて、それから進んでいく。大きな理由としては、事業をやっている中で、例えば突発的な道路をつくる時に、道路に造成していくために、どうしても緊急やむを得ない工事が発生したとか、それと特に道路の場合にはいろんな河川の協議だとか、あるいは交通安全の協議だとか、そういうものがありまして、そちらの協議が当初見えていた予定と時間が過ぎていくという理由が結構あったのかなと思っております。それと、やはり一番は地権者、陳情は出たものの、実際陳情者の同意に時間がかかったとか、そういうものが主な理由かと思えます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 先ほどのちゃんとした項目をきちんと調査して事業を着手するというのを考えれば、今、鈴木課長が突発的にという話があったのですけれども、道路整備計画は突発的にそんなにいろんなものが起きてきて、事業が消化できなくて、次の年度に繰り越すよというのは非常に少ないのだと思うのです。だからさっき言った調査がきちんとできていれば、その年度に当然終わるわけで、議会にかけて路線数とか予算をきちんと審議して、町民の福祉のために道路に着工してみたら、3路線なり5路線なり、それを次の年に繰り越さなくてはならないと。予算が財政課長も厳しいと言っていて、ほかの予算を整理して我慢していただく部分は我慢していただいて、道路整備を優先して、予算をつけたら、その年度に事業ができませんでしたと、これはやはりまずいかなと私は思うのです。

そこで、そういうことのないように、ここ一、二年については事前に路線を着工するのですけれども、調査測量も含めて、すぐに全て1年間で完了ということではなくて、1年次については調査測量、そのほかもろもろの問題、用地も含めて解決して、次年度に工事を着工していくというような仕組みをやっているようですので、多少繰り越し事業が減ってきているのかなと思ったのですが、平成24年から25年についても1,700万円ほどの路線が繰り越しざるを得ないという結果になってきております。

そこで、1つ提案したいのですが、道路整備については、今後、中期事業推進計画の中にもありますけれども、中期事業推進計画、8年の計画でありますから、前期の4年間、4年でも5年でもいいのですけれども、事業実施計画で見えますと、町単独の町道整備事業については毎年約1億円、4年間で4億円、予算を見ても、平成25年度予算については2億2,000万円ぐらいの予算をとってきております。そういうことを考えると、4年で10億円近い金を町単独の町道整備事業の使っていくわけですから、4年間の具体的な道路整備計画、これをしっかりと具体的につくるべきだと。先ほど話しました国・県道については、国、県がやっていただくということでもありますので、町道、都市計画道路、幹線道路、それと集落内の道路も含

めて4年間で約10億円の予算が投入できるとすれば、どういう路線を何年度にどういう形で具体的に事業を進めていきますよという道路整備計画を町は策定すべきと思うのですが、どうでしょうか。

その辺について1つ感じたことがあるのですが、今年の3月に国が景気対策、緊急経済対策で大型の補正予算を組んで、やれるものは基準があるから限界があるのでしょうけれども、各市町村、県に配分したわけです。その結果を見ても、板倉町が1,900万円、これは町営住宅、明和町が1億4,800万円、千代田町が6,600万円、大泉町が1億5,100万円、邑楽町が3億2,100万円、館林市が4億6,600万円、この事業については非常に補助率もいいし、起債も場合によっては借りられるということで、財政的に厳しい市町村については、今まで町単独でやっていた道路整備事業、その他公共事業については倍も3倍も仕事ができるということで、一生懸命取り組んだ結果かなと思います。残念ながら、板倉町については、その基準に合わない部分があって、一番少ない1,900万円という結果になってきております。

内容を見ても、県内でやはり道路関係予算については12市町村で15億円と言われております。道路予算についても、この緊急対策が使えたと。それは一定の基準があるのだと思うのですが、最高額の渋川市については28億円のうち道路予算が2割の5億6,000万円、甘楽町については7億4,000万円、この事業で道路を整備するということになっております。また、既存の道路や橋の維持管理についても、23市町村で13億7,000万円ということで莫大な費用が、今までなかなか予算がなくてできない市町村においても、今回できるようなこともチャンスとしてはあったのかなということがあります。そういうことを考えると、具体的な道路整備計画をつくっておくことによって、そういう事業にも乗りやすいかなと私は感じておりますので、ぜひ道路整備計画、場合によっては審議会等もつくっていただければありがたいと要望しておきます。

次に、庁舎の話なのですが、5分しかないのでもう少なくなってしまいますが、まとめて答弁いただけるように質問したいと思います。庁舎建設については、センター用地が板倉川北部の土地改良事業の非農用地として設定されて、町が取得して、将来、そこにさまざまな行政機能を持たせようということで取得しております。それが、今回、検討委員会で中央公民館のほうが適切ということになったわけですが、そのセンター用地、今後どういう形で活用していくのか、これはきちんと計画つくべきと思うのです。

1点、中里課長も知っていると思うのですが、中小河川の板倉川の整備計画の中で、まだ板倉川については50万トンの調整池が必要ですよというのがあったのかなと思いますので、県の河川計画等も含めて、あそこは板倉川の近くですから、そういう土地利用も場合によってはできる部分がありますので、ぜひそういう検討をなすべきかなと思っておりますので、その辺の答弁を簡単に結構ですから、お願いします。

次に、収用事業で新しい庁舎移転用地の調査に入っていると思うのですが、当然法手続でありますので、土地の鑑定評価、地権者の数もしくは登記簿の調査、交渉状況等については、今どれくらいまで進んでいるのか。

それと、現庁舎、ここのほとんどの土地が借地でありますので、では移転後、この庁舎の建物も含めて跡地を活用していくのか、もしくは取り壊して借地については戻すのか、200平米ぐらい町の用地もありますので、そういうものの土地利用をどうしていくのか。それと、これから具体的に規模決定をしていく中で、合併とのかかわり、5,000平米という建物の規模がおおむね計画の中に出てきているのですが、5,000平米については合併を前提として、その使い勝手の問題も含めて今後検討していくのか、しばらくの間、合併しないという前提で庁舎建設を進めていくのか、この辺はトータル的に簡単に結構ですから、答弁いただければ

ありがたいなと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、今村議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、最初につきましては、現在のセンター用地の今後の活用の方針ということでございますけれども、現在進められております1市2町の共同ごみ処理場施設が平成29年度に稼働します。当然ですが、その施設の稼働後は、現在の資源化センターはその役目を終了することになります。本年度につきましては、現在の資源化センターの建物の内部の機械設備を撤去した後に、屋内体育施設等として使用可能かどうかという調査を進めておるところでございます。その調査結果を受けて、使用可能となれば、有効な活用を図っていきたいと考えております。したがって、その資源化センターを屋内体育施設等で使用することが可能であれば、隣接するセンター用地につきましても屋外運動場等を整備することにより、新センター用地を総合的な運動公園として一体的に利用できるという考え方で現在進んでおります。

次に、役場庁舎の建設用地の関係でございますが、現在、収用法の手続を進めておる状況でございますが、予定地につきましては地権者数が23名、筆数が32筆となっております。地目別では、宅地が1筆、田が1筆、畑が29筆となっております。このうち未相続地については4筆となっており、抵当権があるのは2筆という状況であります。

法手続についてでありますけれども、5月10日の議員協議会において、土地収用法で用地を取得することが承認されております。現在、土地収用法の事業認定を受けるために、申請書を作成している状況であります。申請をするには、農業振興地域整備計画の変更、要するに農振除外や都市計画法に基づく開発許可が必要となっております。そのため、現在、関係機関の意見書を添付する必要がありますので、群馬県との協議を進めている状況であります。また、土地収用法の事前協議につきましては、今年度中、本申請に向けて業務を進めていきたいと考えております。

地権者交渉につきましては、5月10日の議員協議会にて建設予定地の承認を得ました後、2班体制におきまして何度か地権者宅に訪問させていただいております。説明の内容としましては、用地取得に対する協力依頼、測量業務や補償物件の確認などに係る用地立ち入りの承諾、また代替地取得等の規模ということでございます。今後、土地収用法に係る事業認定を受けられる見通しになれば、買取価格や物件補償等を決定し、本格的な交渉に入るという予定となっております。

また、先ほど申し遅れましたが、新センター用地の県の河川計画との検討ということでございますけれども、これらは私どもでは想定していないという状況でありまして、議員のご意見を参考とし、それらも検討の一部としてつけ加えさせていただきたいということで、先ほどの答弁の追加とさせていただきます。

それと、現庁舎の土地の問題、借地の問題でございますけれども、今の段階では、この建物は、新庁舎を建てた後には取り壊すという計画でございますが、その後は、前に申し上げたことがあると思うのですが、地権者にお返ししたいということを考えております。その後、この土地につきましてどのような計画、どのような開発を行うかというのは、そのときの地権者さんとのご相談もしくは話し合いになるかと考えてございます。

それと、新庁舎の関係と合併についてでございますけれども、新庁舎の規模につきましては、平成25年3

月7日に庁舎基本計画検討委員会から答申を受けまして、内容的にはご承知かと思えますけれども、延べ床面積が5,000平米、庁舎敷地面積が1万5,000平米となっております。その意見書の答申の中で、合併につきましては、将来予測される合併への対応等については現状未確定ではありますが、仮に合併した場合においても、板倉地域住民の利便性を確保するためには、行政センターは必要不可欠であるということが1点目、それと、合併後、職員数の減少により庁舎スペースに余裕が生じた場合には、地域住民が活用できるスペースに転用できるような新庁舎が必要であるという結論を受けておりますので、これに向けて計画を進めていきたいと思えます。具体的には、新庁舎に係る会議室等につきましては汎用性のある可動または移動式の壁を用いたり、さまざまな用途に対応できるような設計にしたいと考えてございます。

なお、仮に合併したとしますと、その後の行政センターとしての機能の問題もございまして。総合支所的なものができるのか、もしくは支所的なものができるのか、または出張所になるのか、その辺は当然未確定でありますので、その辺も踏まえて新庁舎の計画を進めてまいりたいと考えております。

○2番（今村好市君） どうもありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で今村好市君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

2時45分より再開します。

休 憩 （午後 2時35分）

---

再 開 （午後 2時45分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、延山宗一君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[5番（延山宗一君）登壇]

○5番（延山宗一君） 5番、延山でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

市街化区域及び市街化調整区域の現況と利用計画ということで質問させていただきたいと思えます。本町は、首都圏整備法の都市開発区域の指定を受けまして、昭和52年、都市計画法によります市街化を促進する市街化区域、それと市街化を抑制する市街化調整区域と区域を区分する線引きが実施されたわけでございます。その当時、首都圏60キロ圏内であり、高速館林インターに近くて、地域を生かせる町として期待を持ったわけでございます。

一方、都市計画基礎調査によりまして、土地利用動向を見ながら、市街地周辺や、そのほか都市的な利用計画を推進、土地利用計画と整備計画を策定し、新たな利用計画が進められてきたわけです。この計画の実施に向け、行政、そして商工業、町民が一体となり取り組み、安全で安心して住める町ということで、また、あわせて住み続けられる町として続けられてきたということとっております。このような背景のもとで、昭和55年には板倉町新総合計画を策定、新しいまちづくりへと進んできたわけでございます。まちづくりのビジョンとして、都市近郊型、農業と商工業の発展、調和のとれたまちづくりが進められてきたわけです。

そして、平成2年には東洋大学の進出、駅設置、そして平成3年には板倉町第3次総合計画を策定、10年

には板倉ニュータウンの分譲が始まり、これまでの農村地域から大学ニュータウンと新しいまちづくりが進められ、新しいタイプの田園都市へと変化してきたわけです。西地区におきましても、田園集落の居住空間の形成ということで、それぞれの地区計画を推進、土地利用法につきまして検討されてきたと認識しております。市街化調整区域とともに、まちづくりの構想方針を打ち出しまして、良好な居住空間の整備へと進められてきた。しかし、時代の変遷によりまして、市街化区域における空洞化の現象が見られるようになったということでございます。現状の町の状況をここで伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問にお答えいたします。

板倉町では、現在、市街化区域を大きく分けておりまして、3カ所ございます。まず1カ所目が、先ほど延山議員さんがおっしゃいました昭和52年、これが一番最初でございまして、西地区の大字板倉岩田の一部の区域、面積につきましては140ヘクタール。2カ所目が、昭和60年に編入をしました大蔵地区、37ヘクタール。3カ所目が、平成6年に編入をしましたニュータウン地区、218ヘクタールでございます。市街化区域の合計の面積につきましては395ヘクタールとなっております。調整区域の面積につきましては3,789ヘクタールとなっている現状でございます。

また、市街化区域の状況でございますけれども、そのうち約55%が宅地にして、11%が田畑でございます。残りの区域につきましては、公園、道路、その他でございます。また、市街化調整区域につきましては、約9%が宅地でございます。59%が田畑でございまして、残りの区域につきましては公園道路、その他の用地でございます。そのような状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 昭和52年に線引きが行われた以降、36年が既に経過しているということでございます。多くの期待を持って線引きが行われたのですけれども、その間、ニュータウンも含めて3回あったということでございます。土地利用計画ということで進められてきたのですけれども、当然ニュータウンの場合は市街化として開発するというので、これは理解できるのですけれども、そのほか計画が、その他の地区で進められてきたことと思うのです。それにつきましてはどのように進められてきたか伺いたしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますけれども、特に市街化区域につきましては、市街地として積極的に開発、整備する区域でございますけれども、用途の指定によって建てられる建築物、用途等を規制しております。用途の中には、ニュータウンの中の住宅地区あるいは大林地区などの高さが10メートルまでの低層住宅の良好な環境を守るための地域であるということで、これについては第1種低層住居専用地域、また東洋大学の区域や岩田地区などの中高層住宅、500平米までの店舗などが建てられます第1種中高層住居専用地域、また板倉地区などの住居地域でございますけれども、3,000平米までの店舗が建てられる第1種住居地域がございます。それ以外には、ニュータウンの駅前の商業地域、近隣商業地域、ニュータウン産業地区などの準工業地域、大蔵地区の工業専用地域がございます。

また、市街化調整区域につきましては、市街化を抑制するという一方で、自然環境の保全を目指すという土地利用の考え方としておりまして、開発行為あるいは建築行為、こういうものが厳しく制限されてございます。しかし、一方で、開発行為の許可基準によりまして一定の条件を満たす開発行為、あるいは建築行為が認められてございます。分家住宅あるいは線引き以前から宅地内に住んでいる住宅、あるいは沿道型の休憩所、コンビニ等がこれに当たるということでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） それぞれの居住空間の建築ができるところとできないところということの報告があったわけですが、本町にしますと、市街化区域が駅周辺と海老瀬のニュータウン、そして西地区の板倉から岩田の一部ということが市街化区域として線引きされているということです。非常に板倉町の市街化は二極化された町だということです。それ以外は全て調整区域、住宅を抑える地域となっている。

調整区域ですが、この第4次総合計画の中で作業を進められてきたわけですが、過去5年単位で結構ですから、市街化区域に新築住宅が建てられた軒数、そしてまた市街化調整区域に新築された住宅、何棟ぐらいあるか、またその構成比率もあわせて伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますけれども、これにつきましては都市計画の基礎調査ということで実施しておりますので、その戸数ということで報告したいと思います。

これは5年に1回ということで、平成18年度で市街化と調整、合わせまして1万1,368戸、5年後の平成23年度には1万1,339戸ということで、平成18年度につきましては市街化に建てられた比率でございますけれども、約25%、調整区域につきましては75%という比率でございます。5年後の平成23年度につきましては、市街化区域内が27%、調整区域が73%という状況でございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 今のお話を聞きますと、市街化区域に家を建てなさいと指導なり、また許可されているからとそこへつくるのですけれども、現実に約二十五、六%の新築が建てられて、あとの約75%前後は調整区域に新築がされているということが現実です。本来は市街化を進めるべきところに、非常に少ない方が家を建てている。そして、農地を保護し、作物をつくるための市街化調整区域の中に、非常に大きな数字の家が建てられているということの現実で、これは今後どう進めていくべきかなと心配なのです。先ほどの説明の中に、調整区域に新築される場合、非常に規制が多いということです。この市街化区域に家を建てる場合には、約1カ月ぐらいですか、届け出により市街化区域に家が建つ。しかしながら、調整区域にいきなり新築しようとする、分家住宅でなければだめだということの説明、そしてまた、分家住宅でも相続による土地を求めたものでないと調整区域には家が建たない。なおかつ、あわせて除外申請をやらなければならない。これは非常に先ほどの庁舎建設にもあったわけですが、除外するという事は非常に大変な作業である。一般に6月と12月の申請により受け付けがされるのかなと、そんなふうに思っているのですけれども、現在の新築を申請しますか、除外申請するときには、約1年半から2年をかけて除外がおりる。そこで、白

地になって農地転用に作業が入っていくということだと思っておりますけれども、非常に長い年数がかかるのです。なぜそんなに年数をかけて除外しなければならないか、その辺についてわかる範囲で結構ですので、お尋ねしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） ただいまのご質問は、恐らく農業振興地域整備計画の変更の関係、要するに農振の用地、青地からの除外ということだと思っておりますので、そちらにつきましては延山議員おっしゃったように年2回ということで、それぞれ6月と12月でまとめまして、町の計画を基本的には見直すという方向で土地利用部会、それと総合農業振興協議会に諮りまして、それを、実際はこの計画は町で決めるものですが、それについては県の承諾が要るということですので、県に事前協議を行うということになります。1年半くらいかかるというのが確かに今の現状であります。通常であれば大体1年ぐらいで、その辺は県も許可をおろしてくるのでございますけれども、今回についてはいろいろ除外を行う上で6月と12月に分けてやっています。数件の案件が出てきます。その案件の中で、例えば1つこの案件についてはもうちょっと調べてほしいとか、こういう改善はできないのかという調整をやらなければならないと。全体に調整が整った段階でその先に進むというシステムになっておりますので、そういう関係で今回はある案件について若干そういうことで調整がつかなかったということで実際伸びてしまったという状況にあります。通常であれば、大体1年間ぐらいで進むと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 今、産業振興課の課長から、それにつきまして答弁があったわけです。ですから、市街化区域に家を建てるということで進められるのですけれども、市街化区域に土地があるということだと、当然これにつきましては除外申請が却下されるというのはわかります。市街化区域に土地を持っているということは、当然そこへ家を建てなさいということであるわけです。今度、その土地が、道が狭くて入れない場所とか、またよく我々の言葉では通称中畑と話をするのでございますけれども、道路がない、道路付きの1枚奥だということになりますと、当然中に入っていけない。しかしながら、そこへ進入する道路について、例えばその地主さんに土地の提供をお願いしたところ、売らないということで売買が成立しない。なかなかそこへ家が建てられない。それでも市街化区域にはつくりなさい。市街化区域に土地を持っていた場合は、調整区域には除外申請は受けられません、そんなことでの回答も来るということになるのです。これでは当然町とすると、人口を増やさなければならない、町の活性化もしなければならないという点についてブレーキが、足かせがかかると受けとめられるのですけれども、これについてお答えをお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 1つは、乱開発とかいろんな意味で、市街化区域にもそれなりの理由で細部にわたってそういった厳しい規制もあるのだらうと思っておりますが、町にとってはそういう意味では方向性からすれば緩くやって、市街化区域にはより緩く、市街化調整区域についてもより緩くという願望は持っておりますが、なかなか法律を盾にとられまして、先ほど課長が答弁したようなことなのかなと考えます。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 先ほどの除外の関係ですが、やはり基本的には市街化区域に土地があるというものは、これは農地を逆に宅地にするという形で、市街化区域でありますから、どんどん宅地化しようということであります。それは当然第一ということでもありますけれども、除外の要件の中でも、市街化区域に持っていけば、まずはそこをやりなさいよということになります。ただし、そこが、先ほど言いましたように袋地だとか、とても宅地として使えないものについては、そういう理由がつくのであれば、その次は、実は青地ではなくて白地というところに今度移っていくわけなのです。農用地の白地であっても、道路がついていないとか非常に不便だというような場合に、やむなく今度、農振農用地の青地という形で変わっていきますので、青地が必ずしもだめということではないですけれども、基本的に順番を追って内容を説明してやっていくということです。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） それでは、それについて、では市街化調整区域になります。市街化調整区域の中で既存の建物が現実に建っている。例えば、一部増築したいということで申請したわけですが、それは認められないということで却下。片や駐車場で、既存の建物あります。駐車場で申請し、採択となりまして、そうすると今度は駐車場から許可が出まして、用途変更し住宅をつくる。建物をつくる。そして、手狭だということで、再度駐車場を申請し、採択になるという例も見受けられるということ。片やだめだだめだということもあれば、意外に物事が進んでいく場所もある。そんなに離れていない場所において、そういう差が出てくるということは、どういう意味合いで差が出てくるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 今おっしゃった事例というのは、まず基本的に青地から除外をするには、例えば今、駐車場という形で利用するということが除外になります。なった場合は、基本的に駐車場として利用するということがまず第一でありまして、実際駐車場として除外したものは、きちっと駐車場として利用してもらうということです。ただし、駐車場として一度利用した場合は、それ以降、ほかのもので使う場合であっても、基本的には今度農地法から外れますので、それ以上は農地法について基本的には追っていけないと。ただし、そういう形で駐車場で除外したところであっても、今度は開発行為、建物を建てる場合は開発行為の申請がありますので、そちらのほうが基本的には恐らくできないということになります。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） わかりました。結構です。

それでは、川入東整備計画についてお伺いしたいと思います。当時、計画の市街化区域として地域発展増加を見込んだ場所として、他の見本となるような居住空間にと事業の推進がされたわけですが、現在の状況はどのようになっているかお伺いしたいと思います。都市建設課長、お願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますけれども、川入東地区につきましては、最

初、土地区画整理事業ということを前提として測量基本計画策定、それと説明会を実施してきました。ただし、組合の設立、それと事業開始の地権者の同意、これが目標の95%ということで、それに達せず、現在、組合設立には至っていないという状況で、現在では86%まで同意があると。町としても、今後も土地区画整理事業を支援する予定ですが、基本計画の見直しを含めて今後の方向性を十分検討していかなければならないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 86%という状況にあるということです。市街化区域として整備を進めていこうと思ったのですが、なかなか進まないということです。市街化区域の土地ということは、当然高い固定資産税を払って農作物をつくっているということなのです。見直しというお話もあったのですが、当然見直していく必要はあると思うのです。先ほど今村議員の都市計画道路です。地区計画の中で当然考えていくべきではないのかということもあるわけですが、今、板倉町におきましては、新庁舎建設ということで事業が進んでいるわけです。公園通り線の場合は市街化調整区域として取得していくということで進んでいるわけですが、市街化調整区域の場合は、取得金額につきましても市街化区域より安く取得ができるということで進められるということもあります。その後、このまま調整区域として置いておいていいのか、また見直しということのお話もあったわけですが、今後期待していくところ、庁舎周辺にはサービス業も含めて建物をつくらなければならないのかなということなのです。ですから、庁舎建設とあわせて、当然見直していくことも必要、またはつけ替えをすることもいいのかな。しいては、逆にここを白地に、市街化区域にということの逆線引きもしてもいいのかなということが言えるわけですが、それについて答弁をお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木都市建設課長。

[都市建設課長（鈴木 渡君）登壇]

○都市建設課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますが、見直しということでございますけれども、現在も議員さんをご存じのとおり、ニュータウンも計画どおり進めば結構なのですけれども、ああいう状況で人口も増えていないと。それと、現在の市街区域もこの川入東も入っておるわけですが、やはり人口が増えていないという中で、これを見直すということは、市街化区域の面積を減らして調整区域の中に持っていくということであれば面積的には合うのでしょうか。ただ、それをするのは難しい状況かなと思っております。逆線引きするということがございますが、それも選択肢の一つと考えられます。やはりそこにいる地権者、それと関係機関と慎重に検討が今後も必要があるのではないかとということで、現段階では土地区画整理事業を支援していくという方向で考えてございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 今後、住宅の増える見込みのないところをしっかりと見きわめながら、時代の状況を鑑みて、臨機応変に対応していただきたいと思います。

町長にお伺いしたいと思います。町長は、マスタープランの中でおおむね20年後における都市及び地域の将来像について、都市整備の分野から実現するための方策として道筋を明らかにしております。まちづくり

に取り組みたいと話されているわけですが、加えて都市づくりの進めるべき方向性、将来都市構造設定、市街地ゾーン、また集落ゾーンなどのそれぞれのエリアに区分した拠点系土地利用について示していますが、その示された考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今の板倉の状況を見ますと、ご指摘のように西と東の一部だけが都市計画区域（市街化区域）になっている。先ほど別の議員さんからの質問もありましたように、南あるいは北については、全てが農振地域（調整区域）であるということも含めて、一部の住民からは市街化区域を設定するとかいろいろ意見を承っておきながら、そういう方向へ少しでも持っていければという考え方でおります。

しかし、先ほど担当課長から答弁がありましたように、常に東地区にあれだけの土地現状、あのような状況でありながら、そのほかに開発してよろしいのかというそういった大義に理論的に今のところ負けている状況かなとも思っておりますし、そういう意味では一日でも早くニュータウン絡みに大きな区切りをつけられるように全力を挙げ、そういう意味では、当初、板倉町が4つの村で合併してきておりますので、それぞれ拠点となるそういった線引きが行われておればよかったのですが、そういったことでございますので、当面そういったものを実現するためにも、今、全力でニュータウンに対してあらゆる手法で対処しているところでございます。

具体的にということについては、今の手法でいきますと、地権者の同意あるいは地域計画も含めて、例えばそういった方向に賛成なのか反対なのか、多分そういうものに指定されると開発が進まない場合、税だけを取られて反対だとか、いろいろその地区地区によっても意見もあるようでございますので、そういったものをまとめられるような状況をいかにつくっていくかということも含めて大きな課題でありますし、それらを解消すべく頑張っているというところでございます。何といたしても法が厳し過ぎて、なかなかハードルが高いなという感じはします。その原因が、いわゆる全国でもこれだけの農地を潰して、東地区にあれだけのニュータウンをやった例はないと。加えて、その後の成果が思わしくないということが、ほかの特に南、北、西も含めて影響を及ぼしていることは事実だろうと思っております。答えになるかどうか。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 今後、市街化区域また調整区域につきましては、時代や社会情勢の変化に柔軟に対応しまして進めていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。地域防災計画における防災、応急対策についてお伺いしたいと思います。今年も昨年に続きまして、異常な暑さを記録しております。暑さの影響もあると思われませんが、7月には島根、山口と西日本で大雨、甚大な被害が発生、8月には東日本、東北、北海道での記録的な集中豪雨、これまでに経験したことのない雨、直ちに命を守る行動をとってほしいと最大級の警戒の呼びかけがあったわけでございます。予報の警告として、記録的短時間大雨予報を発令、集中豪雨の恐ろしさを見せつけられたということでございます。

本町におきましては、総合防災訓練を実施、町民全体参加を呼びかけまして、いつ、どこで発生するかもしれない自然災害に備えています。加えて板倉町地域防災計画を策定、風水害や震災などの災害に強いまちづくりが進められてきたわけです。地域防災計画において、それぞれの機関で、それぞれが行うべき事務や

業務が示されているということです。もし地震、川の氾濫が発生したときに、迅速に災害の応急対策を実施し、被害を最小限度に抑える行動をとらなければならないわけでございます。災害の伝達は、災害対策の内容を大きく変える。正確性を持った被害規模の把握や情報の管理などがどのような方法で行われるか、また災害発生直前の警告はどのような方法で発信するのか、またどの時点で発信するのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

一昨年3.11の大震災のときには、突然の地震ということで、議員もご承知かと思いますが、我々職員手分けで町内を区分しまして、被害の状況等を調査した経験がございます。そういったことで、可能な限り迅速、速やかに被害状況の調査にかかるということは、地域防災計画等でも定められているところでございます。

地震とは違いますが、水害の対応について例を申し上げさせていただきますと、板倉町につきましては南に利根川、北に渡良瀬川という河川が流れているわけでございますが、この河川の水位が上昇した場合には、国土交通省、それから気象庁等のホームページを中心に河川の水位、あるいは降水量の状況を情報収集します。あわせて、利根川上流河川事務所との直通の連絡手段としまして、私ども町長以下担当の課長、係長の携帯電話、それから先方の所長以下の携帯電話が非常時の通信手段として登録されております。そういった情報連絡の経路を使いまして、利根上と情報交換するということで、刻々と変わる河川の水位等の情報を得ながら、対応を内部で検討していくという、そんな手続、手順を設けています。

それから、ご承知のとおり、8月30日から気象庁が特別警報の運用を開始しております。この特別警報につきましては、3.11の大震災、それから平成23年の台風12号の豪雨等で住民に危機感を伝えられずに避難ができなかったために大きな被害が出たという、その結果等を踏まえまして、最大限の警戒を呼びかけるという意味合いで特別警報の運用を開始しております。ちなみに、特別警報の発令の基準でございますけれども、府、県程度の広がり度で50年に1度の値となる現象を対象に発令するという規定がございます。ですので、市町村単位の50年に1度の値が仮に発生した場合にあっては、発令がされない場合もあると理解せざるを得ないわけでございます。そういった中でありますが、これまで以上に住民に注意喚起するための特別警報の運用も始まっております。

そういった中で、ちなみに申し上げますと、板倉町の50年に1度の値、雨量で申し上げますと、48時間の連続雨量が273ミリ、3時間の連続雨量が100ミリというのが板倉町の基準で設けられております。ただ、この100ミリというのは、最近のゲリラ豪雨等に比べますと、まだ緩い雨量なのかなと。最近では、1時間に100ミリを超えるような豪雨もあちらこちらで降っておりますので、まだその辺は緩いのかなと感じもします。

そんないろんな情報が入ってくるわけでございますけれども、この収集した情報を総合的に判断しまして、町民へ避難準備情報、避難勧告、避難指示といった段階での警報を発令、発信していくということでございますけれども、ちなみに利根川の場合を一例申し上げますと、基準の観測地点が伊勢崎市の八斗島水位観測所の水位でございます。板倉町におきます避難準備情報としますと、八斗島の氾濫注意水位が1.9メートルに達した場合が避難準備情報を発令するという手順になっております。さらに、同地点の水位が4.5メー

ルに達した場合には避難勧告、それからさらに増水しまして4.9メートルに達したときに避難指示を発令する、そういう段階で発令が決められております。

この避難指示から避難を開始して、破堤の時間、破堤が予想される時間までに要する時間が120分、2時間、現在、そういう試算でこの警報の発令が段階的に決定されております。この八斗島の水位が、川俣の観測所まで到達するのに3時間を要するという国土交通省の試算値が出ておりますので、この到達3時間のうち2時間を要して避難していただくということでございますので、最長で考えますと避難が完了するまでにおおむね1時間程度の余裕が持てるのかなと現在のところ我々とする判断しているところでございます。

ご質問の情報収集とか警報関係については、以上のような内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） ただいまわかりました。といいますと、当然1時間の余裕があるということになるわけですが、緊急速報が入った場合には、町民にそれを知らせていかなければならない。防災無線ということの中で恐らく入ってくるわけです。そうすると、町民への知らせは、広報車ですか、あとはサイレン等で知らせるわけですが、豪雨なり風が吹いているということになると、非常に聞こえづらいとか、聞き取れないということもあるわけですが、それについての対応はどのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） まず、通信の手段ということでございますけれども、これは先ほど申し上げました国土交通省の利根川上流河川事務所とか群馬県等との通信の手段でまず1点目申し上げます。いずれにしても災害が発生しますと、一昨年震災のときもそうでありましたとおり、非常に通信に制限がかかりまして、携帯電話の通信もしばらくの間、ほとんど使えなかった状況であります。それから、固定電話にしても同様でありました。そんなことで、災害が発生したときには、通信手段の確保が非常に厳しくなるのかなという気がしております。

しかしながら、町の公共施設には一般回線が使用不能になった場合でも使用できる災害時優先回線というのが引き込まれております。ちなみに内容を申し上げますと、役場に6回線、それから小中学校5校、それと公民館4館、保育園2園、それから水道の水源3カ所、その他4施設ということで、これは資源化センターとか水質浄化センターに入っております回線が、ただいま申し上げました災害時の優先回線ということでありますので、一般回線の通信が困難になっても、とりあえずこの優先回線が通信手段としては確保されることになっております。

あと、停電とか電話線が切断されるというようなことも当然想定されるわけでございますけれども、そういった場合には有線での通信はもう不通になってしまうだろうと予想せざるを得ません。そのかわり群馬県の防災行政無線ネットワークが設置されております。これは群馬県から防災情報が発信されるものを受信する装置、端末でございまして、これにつきましては自家発電装置が装着されておりますので、停電時でも一定時間の情報収集は可能でございます。それから、この燃料等の制限もございまして、その辺が燃料切れになったときちょっと心配があるという状況でございます。そういったところが、いわゆる関係機関等との

通信情報の伝達で使用される場合の内容でございます。それから、電話等につきましては、町民等への連絡の手段としても活用ができると考えているところでございます。

通信手段の確保につきましては、以上の答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） もしものときに災害時優先電話ということが用意されているということでお伺いしました。5月の議員協議会におきまして、Jアラートを導入するということの説明がありました。Jアラートにつきましては、群馬県で本年度、10の市町村で設置することが決まっている。また、全体35の市町村のうち21市町村でJアラートが整備されると伺っているわけですが、このJアラートについて確認の意味を含めまして、設置状況、また運用がいつごろされるのかも含めて説明をお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） お答えいたします。

まず、通信連絡体制ということで、少し余分な部分も答弁に入ってしまうかと思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。

まず、先ほど申し上げましたとおり、関係先機関からいろんな情報を収集しまして、町民への情報の伝達ということで避難勧告等を伝達する手段としては幾つかの方法が現在体制として用意されております。まず、自主防災組織の連絡網による伝達でございます。これにつきましては、町内全行政区に自主防災組織が組織されておりまして、行政区三役を中心に行政区内の各世帯への連絡網が整備されておりますので、この連絡網の活用が一番有効かなと考えられています。

次に、町と消防団、それから消防署による広報車両の巡回がございます。車両の台数的には、消防関係車両が10台、それから町広報車両が12台用意されております。合計22台が広報車両として用意されておりますので、これもそこそこ有効かなと考えております。

その次に、これがJアラートと関連する部分になりますけれども、現在、町が運用しております安全安心メールの配信、これが現在、9月4日現在の登録件数が1,272件でございます。町民人口、世帯数から比較しても、加入率は低いかなと感じておりますが、一昨年の大震災以降、登録件数は増加しています。最近では余り急激な増加は見られませんが、当時よりは増加しております。

次に、携帯電話会社を介します緊急速報メールの配信でございます。これもJアラートとの関連が出てまいります。それから、これは最終的にうまく機能するかどうか私としては疑問もありますけれども、NHKとかケーブルテレビ等との連携による情報提供ということでございますが、ケーブルテレビは身近なテレビ局として連絡は密にとれるのかなと思っておりますが、NHKの場合はちょっと不安な感じもしているところでございます。そういったものが情報の伝達手段として現在用意、考えられるものでございますが、このJアラートの起動装置の導入を行いますと、安全安心メール、それから緊急速報メール、これは携帯の電話会社、au、ソフトバンク、ドコモ、こちらに全て接続が可能ということでございます。

現在の携帯電話の普及率でございますけれども、世帯対比94.5%の普及率、これは総務省の調査結果でございます。ですから、板倉町が5,300世帯程度でございますけれども、5,000戸先は同率で見れば携帯を持っているということでありますので、相当有効かなと感じております。Jアラートの起動装置の導入の関係で

ございますけれども、9日の月曜日に入札を執行しまして、業者が決まりました。工期的には来年の2月28日を工期としておりますので、この日までには設置が完了することになると考えております。その後は、試験的な確認等もして、正式には新年度4月1日ぐらいからの運用開始ということで考えておりますが、もう少し早く運用ができるようであれば、そのようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） わかりました。

昨年ですけれども、常任委員会で愛知県の岡崎市で地域防災無線について研修を受けてきたわけです。その研修の中で、岡崎市の防災無線の中で防災ラジオ通信ということを見てきました。FMラジオの通信情報です。この情報、市からの緊急情報をFMおかざきを経由し受信できるということです。これについては、自動的に電源をオフにしておいても、オンになって音声流れるということです。非常に利用が高く、評価されるということで期待を持っているということなのです。

本町はFM電波は所持していないわけですが、近隣においては開局している市もございます。最近におきましては、桐生市において緊急告知FMラジオを導入、Jアラートや市が発信する緊急情報を放送できるようになったということであります。町としては、これについてどう考えていくか。この近くでは、太田市、桐生市がFM局を持っている。邑楽町においては、タクシー無線を利用した緊急放送ができるということを知っているわけですが、簡潔にまとめて、簡単に結構ですので、お願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里総務課長。

[総務課長（中里重義君）登壇]

○総務課長（中里重義君） FM放送局につきましては、板倉町独自で局を持つというのはちょっと困難かなと思っています。それと、邑楽町が導入したMCA方式、タクシー無線局を活用する方式ですが、事業費が当初の概算だと3億円ぐらいということですが、利用料等が継続して発生するというので、これも相当高額な費用負担が必要だと。それと、デジタル60メガヘルツ帯の固定無線でございますが、これ親局と屋外子局、電柱を立ててスピーカーをつける方式プラス戸別受信機を全戸、おおむね5,000戸に配る、配置するというそういった仕組みで考えますと、費用が概算6億円程度かかるということで、いずれをとってもかなりの費用負担が伴うこととなりますので、今のところ引き続き検討させていただきたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） あと3分ということで、認定農業者に関する取り組みということで、こちらで一方的に話しますので、答えていただきたいと思います。

認定制度、これについて現在の認定者数、またメリット、地区別に見るとどのくらいの人数の認定者がいるか、また業種、そしてまた認定農家協議会についての活動状況をお願いしたいと思います。簡単に結構です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、認定農業者の関係でございます。認定農業者につきましては、

このところ、平成14年度から協議会という形で始まっているのですけれども、平成18年の末には約140名ということでかなりの人数がいましたが、平成23年末には83名まで落ち込んでしまったと。ただ、現在は84名ということでありますので、ここ数年は横ばい状態で推移しているということでもあります。ですから、このところは人数的には増えもせず、減りもせずという状況でありまして、ただし、その中の認定農業者の協議会、こちらへの加盟者は62名ということでありまして、認定者の約75%が加盟ということになっています。

この協議会につきましては、始まった当初から認定農業者皆さんとの連絡、いろんな情報交換だとか研修だとかという形で始まったものでありますけれども、こちらの認定者の増加に今後力を入れたいと考えております。

また、認定農家の地区別でありますが大変申しわけございません。地区別につきましては、今手元に人数の資料がございませんで、総数84ということで、申しわけございません。

それと、内容については、認定農業者のほとんどが複合経営ということで、ハウスと田んぼ、水稲という形が多い状況です。

〔「協議会」と言う人あり〕

○産業振興課長（山口秀雄君） 協議会につきましては、現在、先ほども申し上げましたように、加盟者が62名ということで、認定農業者の約75%しか入っていないということでもあります。基本的には全部に入ってもらいたい、全員の認定農業者に入っていただきたいということが当然ありますし、そういうことも含めまして協議会の役員とこれから協議しまして、基本的には認定農業者になったときには協議会に入りたいという方向で進めていければなと考えています。

以上でございます。

○5番（延山宗一君） 以上で質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で延山宗一君の一般質問が終了しました。

ここで、先ほどの今村議員の質問に対し、鈴木都市建設課長より答弁があります。

鈴木都市建設課長。

〔都市建設課長（鈴木 渡君）登壇〕

○都市建設課長（鈴木 渡君） 先ほどは大変失礼しました。

まず初めに、都市計画道路の変更でございますけれども、これは変更は可能ということで、ただし計画上の地権者との協議の説明、あるいは町の方針を変更して、マスタープランの変更協議で都市計画決定していくという段取りになろうかと思えます。

国道、県道については県の決定を受け、町道につきましては町の決定で県の同意が必要ということでございます。

それと、都市計画道路の中にある建物の数でございますけれども、板倉線、それと雷電通り線、中央通り線、合計しまして152戸、それから幹線道路の関係でございますけれども、先ほど550キロというお話であったと思うのですが、これにつきましては町全体で約550と。そのうちの延長、これが82キロということでございます。

それと、繰り越しの関係でございますけれども、平成22、23年度の繰り越しにつきましては840万円、1路線でございます。その理由につきましては、町道の工事に関し、地元の調整が整ったのですが、工事の期

間が短いため、繰り越しを行ったという理由でございます。また、平成23年度につきましては4,370万円の繰り越しということで、4路線、理由につきましては県道との交差点、これは県警、土木事務所との協議に時間を要したということで、設計の業務に遅れが生じまして、適切な工期がとれなくなってしまったと。それと、2つ目につきましては、会社の拡張のために買収計画がありまして、会社側の用地買収に係る地権者交渉に時間を要したということで繰り越しになってございます。3つ目については、線形を確定するのに時間を要しまして、河川占用の手続ができずに工期がとれなくなったということでございます。4つ目につきましては、物件の移転の不測の時間、思った時間を要して工事が遅れたということで繰り越しを行ったと、そんな状況でございます。大変失礼しました。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） ここで暫時休憩いたします。

4時より再開します。

休 憩 （午後 3時51分）

---

再 開 （午後 4時00分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告6番、秋山豊子さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山豊子です。通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、小規模小学校統合問題について質問いたします。全国的に児童生徒は少子化により減少の一途をたどっております。板倉町においても同様であります。少子化などによる児童の減少に伴い、本町の小学校が小規模化している状況は深刻であります。小規模校にはよい点もたくさんありますが、入学から卒業までの6年間、少人数のため、同一児童で学校教育を受けることになります。この環境が果たして十分とは考えがたいものがあります。小規模校が抱える教育上の諸問題を総合的に検討し、小学校統合問題についてこれから教育長に伺ってまいりたいと思います。

この問題につきまして、私もあるご家族からご相談したいということで、その家庭に伺いました。そうしましたら、おばあちゃん、おじいちゃん、そしてお父さん、お母さん、そして、そのおばあちゃんにしてみればお孫さんたちが私を出迎えてくれまして、こちらに上がってくださいということで話が始まりました。そうしましたところ、おばあちゃんに当たる、おばあちゃんといってもまだ若い方ですけども、お孫さんからしてみればおばあちゃん、おじいちゃんが、家庭の中でお母さん達と子供のこと、孫について本当にいろいろ話をする。そういう中では、若い者は本当に板倉町でこのまま学校が続いていくようであれば、私たちは館林市へ越したい、そういう考えもあるのだということをお話していただきました。そのときに、いろいろと子供たちを育てることについての環境について、またこれで本当に教育がいいのか、そういうことを切々とお話していただきましたわけです。

私もその前に、東部公民館などで若いお母さん方と懇談会などを持たせていただきました。そこでいろんなご要望があり、あるときは当町の職員の方とご一緒に要望をお聞かせいただいたりしながら、私なりに試

行錯誤して、何とかこの要望に応えられればいいなという思いで話を進めてまいりました。そういう中で、栗原町長にも要望書を若いお母さんたちから出したのですというお話も聞きました。そのとき、町長からもちゃんと答弁をいただいているのですよというのは伺いましたけれども、それは統合についての答弁ではありませんけれども、そういうお話も聞かせていただきました。

そういうことで、この統合については本当に難しい問題ではございますが、これから先、今、オリンピックが日本で開かれるという時代でありますので、私は何としてもこの問題をみんなで子供たちのために何ができるか、そういう思いで検討していくことが大事かなと思っております。そこで、教育長に統合問題についてどのようなお考えかをお聞きします。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） まず、現状といいますか、小規模校であるがゆえのメリット・デメリット等あると思いますけれども、教育環境ということでお答えすると、私自身の理想とする教育環境は、豊かな自然があり、歴史、伝統、文化を持ち、教育への市民の支援があり、勤勉な教員、そして素直な子供たちがそろった学習環境と思っています。私、3月の議会時にはエアコン整備がなった。それから、耐震工事も完了。そして、その当時ですけれども、いずれパソコンを総入れ替えする予定ということで、私自身は、ではじつくりと腰を落ちつけて、学校の特徴を生かした学校運営あるいは学級運営の努力をしていただければいいと。少人数指導のメリットを生かしながら、その部分を強調した上で進化させる中で努力していくことが先決かなということで、現在の状況で進みますよということをおっしゃった覚えがあります。

そこで、メリット・デメリット等、既にいろんな形で出されているわけですが、大きく言うならば、メリットについてはきめ細かな指導ができると。一方、先ほども議員さんおっしゃいましたけれども、人間関係といいますか、これが固定化してしまうということもあって、両者が現在、混在しているという中で、やはりメリットの部分で強調した中で運営していかなくてはいけないなということです。もちろんデメリット面も少しでも改善する努力は必要かと思っておりますけれども、そのような環境に現在、板倉町はあると思っています。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま教育長のお話を伺ったわけですが、本町としての小学校の現状と課題についてはどのようなお考えをお持ちか伺います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私、年間を通して見ないと行事の中身がわかりませんので、正直不透明な部分もありますけれども、現在、1学期に見た学校状況等を見ますと、非常に各校ともうまく運営されているなという気がしております。現状としましては、8月28日現在の4小学校の児童数は754人、1年生は115名、今後、児童数は確実に減っていきます。平成30年度には、新1年生の数が100人を割ってしまうということになります。そうなりますと、やはり今から長期展望に立った方策等を考え、さらには目の前の子供たちに充実した学習環境を提供するのが務めかなということで、その双方を同時に考えていきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今、現状と課題ということでご質問させていただきました。できれば各小学校等の現状と課題ということをお聞かせいただきたいなと思っております、それが終わりましたら、4校の総合的な課題、それはどこにあると思われるでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 各校とも課題等は持っております。これも先ほど午前中ですか、小森谷議員にお答えしたといいますが、具体的なものですけれども、例の適正規模調査研究会というのを立ち上げて、その中で出たことではありますけれども、具体的に言いますと、施設上の問題点は東小は少人数でも指導する教室がないと。あるいは、東小の体育館は余りにも狭いと。これは単学級を想定した広さであるということからですけれども、それから西小あるいは北小施設の老朽化といったことも挙げられています。プールあるいは体育館の老朽化ということも挙げられています。

さらには、教科的には、国語では細かい指導には当たれるけれども、幅を広げることはできないと。それから、算数につきましては、多様な考え方を引き出しにくいといいますが、あるいは体育でも合同体育で指導することができるけれども、やはり個に応じた指導ができるかといいますが、数多くの人数を必要とするゲームができないというところがあります。つまり見て学ぶ場面が設定しにくいということ、さらには音楽等でも合奏あるいは合唱の迫力がなくて、行う意義が見出せない。非常に極端な意見ですけれども、こんなものも出ております。意見交換というような形で出てきたものですけれども、各校が抱えている少人数がゆえの問題かなということでもあります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま教育長の答弁をお聞きしまして、ちょっと答弁が早いかなと、段階が早いかなと思うのですが、小学校の小規模化は前段でも申し上げましたとおり、ますます進む傾向にあるわけです。各学校の先生方から見た小規模校と適正規模校などについて、ただいまお話がありましたけれども、意見交換などはあるのでしょうか。あるとしたら、どのぐらいの頻度でそういった話し合いなどしているのでしょうか。また、先ほど教育長が答弁した、そういうことが出てきているということでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 繰り返しになりますけれども、先ほどお話ししました適正規模調査研究会ということで、8月の末に行いました。また、その意見をまとめた段階で、11月の頭にまた計画しております。そういう中で、またさらなる次の段階の意見交換ということにしたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） その意見の交換というのは、校長先生が集まってしているのでしょうか、それとも教職員の皆さんが集まって検討会を、先ほどは校長先生と学校の教育が最もすぐれた方が一緒になって検討しているのですよということがありましたけれども、先生も現場も先生ですけれども、その内訳というか、そういうのはどうなのでしょう。校長先生と最もすぐれた先生との交換の話し合いで、こういう問題が話

し合われたということなののでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 先ほどお答えしましたように、10名で構成しています。アンケートといいますが、問いかけのものは、もちろん各学校の先生方全員に呼びかけたわけですが、それをまとめた形で、各代表の先生も含めてということで会を構成しているわけです。ですから、全員の先生方の意見であるということで考えていいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、4校の校長先生を初めとして、その学校の教職員の皆様からのアンケートとか、そういうものを集めての先ほどの教育長の検討委員会を持っていますよという答弁の一つかなと思うのですが、それにしても、それにしても、今、はしょって答弁してくださったのかなと思うのです。もう少し現場に根差した先生方の目がここにあらわれてくるのではないかなと思うのです。先ほどの教育長の答弁ですといかがかな、何というのでしょうか、学校が狭いとかそういうことはわかりますけれども、もう少し子供たちに目が届いた、本当に現場でなければわからない、そういったことに対しての小規模校が適正規模校に対してこうなのだという意見が出てくれば、ありがたい。また、その検討委員会の意味合いも出てくるかなと思うわけです。これはお母さん方、真剣に今、お話し合いをしております。なかなかこれ統合と言っても、本当に難しい話で、すぐにすぐできるというものではありませんけれども、それだけに私たちも真剣になって、いろいろな方々のご意見をいただきながら、できれば前に進めていきたいなと思いますけれども、それでは小規模校の学校運営をどのようにお考えでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） では、もうちょっと詳しく出された意見、確かにはしよった面もあります。中身は、まず今の学校運営の前に、ご指摘のはしよったということも含めまして、ちょっと細かくお話しさせていただきますと、教育指導面の課題として何度も出てきましたけれども、人間関係が固定化してしまうということです。もちろんデメリットです。それから、少ないがゆえに環境変化に適應できない中1ギャップが起きやすいと。それから、学級の団結力や学級間の競争が体験できない。多様な学習指導形態をとりにくい。なれ合いの雰囲気になってしまう。マンネリ化してしまう。集団生活の中での協調性や連帯感の醸成が難しい。先ほど体育のことでお話ししましたけれども、人数が必要な領域の指導には限界があるというものでした。

また、全般にはメリットはこんなものがあります。信頼関係が深まりやすい。きめ細かな対応ができる。学校が一体となって活動できるに対して、同じことになりますけれども、全体のご意見です。コミュニケーションの能力が低くなる。集団での遊びが成立しにくくなる。切磋琢磨の機会が少ない。多様な考え方や価値観に触れる機会が少なく、主体性や社会性が育ちにくい。変化がなく、メンバーに応じた行動を体験する機会が減るというものが出されました。各校ともほぼ共通した内容でまとめ上げたものですが、そしてこのような学校運営ということでお話ししますと、教職員数が少ないということで、バランスのとれた

配置ができないという部分があります。つまり1人の先生が抱える分掌、何々主任というようなことで仕事分担ですけれども、校務分掌が増えまして、1科に何役もの仕事があるということで、それに伴って出張等も増えることになりますから、自習監督等に教頭先生みずからが出るということもしばしばあるわけです。その辺は過重負担ではありますが、視点を変えますと、大きな学校ではなかなか回ってこない主任というもの、これも若いうちに経験できると、これはメリットだと思います、大変ではありますが。早いうちに組織を動かすことを学ぶことができると。

それから、教頭先生が自習監督するということがありますけれども、子供たちの実態把握に直結するという、生徒指導の面では効果が期待できるのかなと思っています。一人一人の児童に目が行くということで、個に応じたきめ細かな指導が学校運営としてはできるということです。そういう意味では、小規模校ということで仕事量の点では大変でありますけれども、その点と、小規模校であるからこそできる、先ほどお話ししましたメリット等が教育という面でできるかなと、そのように私は思っています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま教育長のお話の中に、校務分掌についてのお話がありました。これにつきましては、先ほど教育長おっしゃってありました適正規模校であるならば、調整もできるし、それが小規模校であるがゆえに、なかなか先ほどお話がありましたように、仕事の割り振りというか、子供たちに対しても、やはり多少マイナス面も出てくるのかなというのを感じております。会議や研修なども小規模校ですと大変な面があるので、教職員の皆さんにも大変なご負担をかけることにはなると思っています。

そういう中で、お母さん方も、父兄の皆様方も、結局1年から6年卒業まで同一児童ということで、やはり交流の場も限られて、いろんな方とのお話し合いとか、悩みとか、そういった子供たちの問題などを話し合う、そういうのも少なくなって、いつも会うクラスのお母さん方と話すことも多いのかなということを思っております。私たちは子供を育て上げた人間ですので、先ほども町長からお話がありましたように、今、子供をお持ちの父兄の方と私たちの思いというのは多少の差が出てきてしまうと思うのです。でも、これから板倉町を背負っていってくれる子供たちの将来でありますので、ここでは真剣にみんなで考えていくべきかなと思っております。

そういう中で、統合問題といいましても、そこの各小学校の長い歴史もあります。そして、そこで小さいころから育ってきた生活の習慣とか、地域のコミュニティですか、そういうのも今育っている中で、なかなか統合ということをお話しても、賛成の皆様が全部とは限りません。私もこういうお話をいただきましたので、周りの方にお話ししても、俺は反対だと、そういう方もおりますので、そういうことを考えますと、なかなか統合についても、スタートするということは大変なことだと思っております。

先ほど検討委員会ができ上がった。それをしっかり検討委員会としてつくって、そしてそこから発信して、地域の皆様がこの統合についてどう考えるかということをお聞きして、私もこの質問をするにあたって桐生市が統合したところのことを調べてみましたら、この統合について、賛成、反対というのは、私たちではわからなかったそこに住む人のいろんな思いというのが随分と伝わってきました。検討委員会では、全部それを出前講座というか、外に向かって皆さんの声を聞いて、それを一冊の冊子にして、どうかこの冊子を皆さん、読んでくださいということで配布して、そして段階を踏みながら統合したという、そういうお

話をされておりました。そのぐらい統合するということは、本当に大変なことなのだなと思っておりますけれども、その辺をこれから教育長が検討委員会を立ち上げたと今おっしゃいましたので、それを本物の検討委員会としてしっかりと取り組んでいただいて、これがやるよと言ったからとそのままですと、日はすぐ過ぎてしまいます。そういうことで、できましたら早期に何回かお話し合いしながら、段階を踏んで、また資料をいろいろと集めていただいて、そして進めていただけたらなと思っております。子供さんを持つ父兄の皆様は、一日一日をそういう思いで過ごしておりますので、できましたら私たちのできることは何か、そこに立って考えていけたらいいかなと思っております。

また、学校教育において、子供たちの知・徳・体の調和について教育長のお考えを伺います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） では、知・徳・体の調和ということでお話ししたいと思いますけれども、その前に今、議員さんおっしゃいました検討委員会ということですが、実際には検討委員会の前段階ですので、ご理解ください。つまり調査研究会ということで、いろんな意見があると。それをまずたたき台としてということで、そのための調査ですので、検討委員会ということではありません。具体的には、これは来年あるいは来年度ということになりますけれども、これも早いうちにと考えています。

知・徳・体の関係ですけれども、私自身、今年の場合には授業第一ということをやって、発信していません。つまりどちらかというと、知育面の強調といえますか、強化といえますか、これに私自身は目が向いてしまったかなと思ってます。もちろん学校の究極の最終的な狙いは人間形成ですので、知・徳・体のバランスのとれた子供たちということですが、知育、つまり基本的な、あるいは基礎的技能の習得、それから思考力あるいは問題解決力の養成ということですが、ここについつい力を入れてしまったなということですが、これに実際には徳育ということで、人格あるいは道徳主義を磨くと、それから食育に始まります体育、つまり健康、体力づくりということです。

昔といえますか、この職になったときに、私、性善説と不易流行ということの基本原則としてこの職にありたいと明言した記憶がありますけれども、さらには小学校教育は重要ですよということ、とりわけこの世の中、道徳教育が重要ですよという形でお話しした記憶があります。いかに社会で生きていくか、そのための基礎・基本的なものを小学校では学ぶと。であるからゆえに、大事ですよということをお話しした経緯があります。

そして、先ほどの不易流行ということですが、教育の場における不易というのは、私はやはり最終的に知・徳・体のバランスだと思ってます。今、私自身が、今年はいいえますか、今回、知育の強化ということに目が行ってしまったと言いましたけれども、それはどちらかといいますと流行の部分であるという気がします。つまり学力が低い。では、アップさせよう。あるいは、グローバルであるから外国語教育を図っていこうということ、これはどちらかといいますと流行の部分であったかなという気がします。不易の部分、つまり知・徳・体のバランスといったものを失ってはいけないなという気はしています。

正直言いますと、一時のゆとり教育なるものがありまして、それによって指導の中身が、あるいは中身の水準が下がってしまったと。今度は、学力低下に伴って、ではアップさせようということから、学習指導要領に基づいての教科書、テキストの指導内容量が増加したと。残念ながらいいいますか、先生方は一生懸命

やっています。でも、こういう形で次から次へと形式的なものを変えられますと、先生方はたまったものではないなと私は思っています。

そうありますけれども、私自身は、やはり今年は授業第一、授業で勝負ということで、この1年については知育といったもの、これを伸ばしていければいいなと考えています。基本的にはもちろんバランスが必要だと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 先ほど検討委員会はこのたのですよということで、教育長からお話がありました。私も一応認識はしております。ですが、そこがきちっとしていなければ検討委員会は、いろんな識者の皆様とか、関係団体の皆様とか、そういう方を囲んでの検討委員会をつくるとなれば、その骨格となる初めての検討委員会である程度のお考え、またきちっとしたものを持っていなければ、なかなか識者の皆様との合致するところも少ないのではないかなと思っております。それが今度は町民の皆様となりますと、いろんなご意見が出てきます。そういうご意見をまとめて、1つの方向性を示していくということは、大変な労苦であると思います。でも、それもこれも未来ある子供たちのためにということですので、私はそれは本当に大事なことですねということでお話したわけでございます。

先ほどのお話で、町長にまだ伺っておりませんので、ここまでのお話の中で町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 教育のプロではありませんからわからない面も多々あります。昨日も申し上げましたし、今日の午前中の答弁でも申し上げておりますが、ただ、先ほどから出ております少子化の親の苦悩は理解しなければならない。それに対して、極論を言えばアンケートをとって、多い方向へ行くのでは話にならないですよと、こういう問題は。ということで、議会さんも意見をできるだけ1つにして、町も議会もという、まず最低限そういう形を組んでいかなければとてもとてもという、そのぐらい大きな問題だと認識しております。

過去に、この12人の中にも統合なんてとんでもないと言った議員さん、私は頭の中に何人も入っていますから、ということも含め、そういう意味ではいかに今後の、先ほどの秋山議員の言葉をかりれば、今後の未来を背負っていく子供たちを健全に育てるための形はどういう形がいいか、その手法の一つとして統合がいいか、統合するならば地域性をなくすのなら1つにしてしまうのがいいのです、1つにすれば。だけれども、3つ無駄ができますし、地域性は全部が、例えば南だけを、北だけをという、うちのほうだけ何で潰すのだと。中には絶対そういうのが出てきますし、ですからいろんな面で難しい問題があろうかと思っておりますので、教育長も含めて皆さんと色々な議論をしながら、やはり一番重視するべきは、その時点時点で、例えば、二、三年後に統合しようと言ったって、そんなわけにはいかないかもしれません。そのときに、いかにそういった、言ってみれば弱者的な位置づけの子供たちをその時点で最良の方法をどう考えるかということで、親御さんがそれで不満な場合もあるかもしれませんし、ちょっと予測もつきませんが、やはり真剣に考えていって、どう考えても4つの学校、全部でなくて、1学年78名なんていうとせいぜい2クラスです

から、そういうことを考えると学校全体で、もっと言えば4つあったら、もう全部が1クラス、それも4で割ると18人かそこの学級になってしまうわけですから、交流も、さっき言ったデメリットが全部各学校に出ていくわけですから、各学年に。クラス替えもできませんしということを含めて、真剣に対応していきたいと考えております。とりあえずできるだけ早くそういう議論はされたほうがよろしいということも含め、教育長と調整をしております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長のお話、答弁を伺いまして、本当に前向きにお話を進めていただければありがたいなと思っております。本町の小学校の統合については、きっとこの話が進んでいけば、具体的にいろんなことが示され、また町民の皆様からの真意が組み上がって、私たちもそれを受ける、そういうこともできると思うのです。忌憚のない意見を出し合いながら、それをまとめていくという、今、校長先生を初めとして検討委員会ができました。次の段階の検討委員会を設置するということになりますと、この問題がすぐにはいかないとは言いましても、ある程度の計画ですか、そういうことも大事になってくるのかなと思っております。今、町でも大きな事業を抱えておりますけれども、そういう中で子供たちのためにという1点を置いて、そして計画的に進めていくということも大事なことであって、それを分担して、前に進めていくということが早道かなと思います。お母様方から盛り上がってきたこの問題をどのぐらいの年度を経てある程度の形にしていこうとお考えでしょうか、教育長と町長に伺います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 少なくとも平成27年度入学生が北小で6名ということですので、当面はその対応といたしますか、どうやったらうまく運営できるかということ、それをまずは解決させる必要があると思えます。その次の段階として、全体というふうに行くと思えます。そういう意味で、直前の問題ということと言ったわけです。さらには、長期展望ということで全体を考えるとということで、現在、私の頭の中にはありません。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じでございます。

○10番（秋山豊子さん） ちょっと聞こえなかったのですが。

○町長（栗原 実君） ほとんど同じ考え方でよろしいと思えます。いいでしょう、そういうことで。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、ただいま教育長、それから町長の答弁をいただきました。平成27年ぐらいからですか、それとも平成27年からこの問題にかかわっていくということで認識してよろしいでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） そう理解して結構です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ありがとうございます。

本町の小学校の統合問題について、また子供たちの将来の展望に期待する思いも町長と教育長に伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） どのような結果になるか不透明ですけれども、小学校再編成を視野に入れて、新たな一歩を踏み出したということです。これは少なくとも子供たちのために、子供たちの目線に立った環境整備を施すということですので、考えていけたらと思っています。

それから、将来の展望ということですが、先ほど私、理想の教育環境という中で、素直さということを目指しましたが、やはり子供たち、純粋な素直な心を持った板倉町の児童生徒は、豊かな自然環境の中で勤勉を旨とする風土のもと、私はしっかりと生きる力を育み、そして生きる力を習得して巣立っていくのではないかと考えています。そして、いずれはやはり町に回帰して、町の発展に寄与して欲しいと思っています。素直さ、これを土台としてたくましく、心豊かに育ってほしいと思います。そのための教育環境づくりがキーかなと思っています。

1つ加えておきますと、これもちょっとデータですが、学力テストで6回連続秋田県が1位をとっていますけれども、やはりそれは風土があると思っています。その風土は、農村型安定社会という分析がありますけれども、子供たちが学校教育に全幅の信頼を持っていると、それから親御さんたちが後押しをしているということ、それから塾通いが22.8%で全国最下位であると。では、板倉町どうなのか。5割を超えています。6割近いのではないのでしょうか。ということで、この部分は違えども、風土そのものは私は決して大きく離れていないと思います。そういう意味でも、子供たちの素直さということにかけてみるのも今後の楽しみかなという気がしています。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） とりあえず今、目の前に起こっている問題を解決しなければならないということで、まず頭がいっぱいあります。政治は100年先を語ると、目指してという言葉も一面ありますが、私は全く逆で、政治とは情けないけれども、起こっているものを一つ一つ解決していく、それに尽きるのだろうと。そうすると、では夢もないと言われるのですが、結果として先が見えてくるということで、特に子供の問題については、できるだけ懸念される材料を取り除いて、いい環境で教育していただくことがいいのだろうと。それについては、地域の理解がまず必要ですし、幸い各地区、全国を見ても、過疎の村がみんな統合してきた経緯もありますし、そういったものも含めてどこに難しさがありというのは、例えば調査することだけでも簡単に浮かび上がる面もありますし、またその地でなければならない聞こえない問題等もあります。いずれにしても、強力なリーダーシップがなければ、進めることについて反対論者が必ずいますから、それを抑え込まない限り物事は進まないということで、ある意味では先ほど平成27年度とか、いわゆる標準は北小の6人の中で男の子が1人、この問題をとりあえずはどういう方法で解決していくかと。それイコー

ル統合とかそういう問題になるかどうかは別として、それに全体が、私どもだけでなく、議会も含めて知恵を出していただきたい。それで、合意がとれなければ仕組み上進まないわけですから、何で私の学校だけ、私の学年だけどうするのだ、こうするのだなんてことで議会も割れてしまって反対だと言われれば、我々は立ち往生しますし、そういう意味で先ほど青木議員さんのやりとりの中でも、まさに本当の意味で協調、ある意味では活発な議論、それを対決というかわかりませんが、いずれにしてもそういう時代に全ての面に入っていると理解しております。そういうことです。もちろん板倉の子供ですから、全ての子供がいい子になってもらえばいいという親心、あるいは今、私はおじいちゃんですから、孫を思う気持ちは全く同じでございますし、人に負けているとは思っていません。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私も知・徳・体の調和のとれた子供たちの成長を考えますときに、子供たちの成長を願って、地域や、そして保護者の皆様で、これからの小学校のあり方をどうしたらいいのかという、そのお考えをみんなで知恵を出し合っていくべきかなと思っております。

小規模小学校の適正規模、そして適正配置には、先ほども申し上げましたけれども、各小学校の長い歴史があり、地域のコミュニティがありますので、地域の特性を踏まえていくことも大事だと考えております。ただ、ある子育て中のお母さん方が、子供たちを板倉町で育てていきたい、そして日本一子育てしやすい町にみんなで力を合わせていきたいと頑張っている活動しております。その心を十分にお酌み取りいただき子供たちの成長を願って、これからの小学校のあり方を前向きにお考えいただいて、早期にこの問題が着々と進みますようお願い申し上げまして、この問題は終わりとさせていただきます。

次に、国内で年間約5万人の方が胃がんによって亡くなっています。その大きな原因がヘリコバクター・ピロリです。つまりピロリ菌です。日本人の感染者数は3,500万人にも上ると見られています。このピロリ菌は、胃の粘膜に炎症などを引き起こし、胃がんの原因の一つとされる細菌です。この検査は血液を採取し、ピロリ菌の感染の有無と胃粘膜の萎縮度を調べるものです。検査結果はAからDの段階に分類され、胃がんを発症するリスクを判断します。40歳以上の町民が受ける特定健診の中にピロリ菌検査を追加し、無料で受けることができれば、がんの早期発見、早期治療につなげることで、長期的に町の医療費削減効果も期待できると考えますが、課長のお考えを伺います。

○議長（野中嘉之君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、ご質問のピロリ菌検査を特定健診の項目につけ加えてはという件につきましてご答弁させていただきます。

まず、特定健診でございますが、議員さんご承知のことかと思いますが、こちら平成20年4月に施行されました法に基づきまして、生活習慣病に関する健康診査ということで、医療保険者、例えば板倉町の場合ですと国民健康保険の保険者になりますが、医療保険者が実施するというところで義務づけられている検査でございます。その健診項目につきましては、検査対象の全員が受ける基本的な健診、それと加えて医師が必要と判断した場合に選択して受ける詳細な健診、その2段階となっております。

そういったことから、今、お話しございましたが、胃がん予防に係るピロリ菌検査につきましては、ご指摘のとおり、将来の医療費の適正化につながるものの、現時点では国から示された法令等に基づく生活習慣

病に関する健康診査、つまり特定健診ということになります。こちらの受診項目には残念ながら入っておりませんので、ご提案のとおり、受診項目に加えることにつきましては、基本指針にはそぐわない形になるのかなと思います。

しかしながら、ピロリ菌検査の有効性は広く知られてきているところでございますので、今回、胃がん検診に追加することではどうかということになるのかなと思います。全国の胃がん検診に関する状況等々をご報告させていただきますが、厚生労働省が調査しました平成24年度の全国市区町村のがん検診の実施状況でございます。その中で胃がんの検診に関する部分でございますが、調査対象の全国の市区町村数が1,738でございます。回答があった市区町村が1,735でございます。その1,735の中で、胃がんの検診を実施していますよという市区町村が1,734、1市区町村のみ実施していないという回答だということでございます。

そのほかに問診を行っているという市区町村が1,722、胃のエックス線の検査が1,719、胃の内視鏡の検査が318、それと胃がんのリスク検診、ABC検診になりますが、このうちのペプシノゲン法という方法、こちらを実施している市区町村が84でございます。次に、ヘリコバクター・ピロリ抗体検査、こちらの検査を実施している市区町村が50でございます。これは複数回答が可能になっておりますので、立ち上げた合計が1,738ということにはなりません。そういったことで、まだ全国的にABC検査の実施している市区町村については134で、7.7%という割合的にはまだ少ないのかなという状況でございます。

それと、群馬県の胃がんの実施状況でございますが、バリウムの検査につきましては35市町村全市町村で実施しております。それと、胃がんのリスク検診につきましては、10市町村が実施しております。ただ、これはバリウム検査と直併用で実施しているような形でございます。近隣では、館林市で昨年から実施しているということでございます。

それで、現在の板倉町の胃がんの検診の状況でございますが、ご承知のとおり、40歳以上の方を対象に年1回、国の指針に基づきまして集団検診でエックス線によるバリウム検査を実施してきております。今年も今月の広報紙に掲載させていただきましたが、10月16日から7日間ということと予定させていただいております。今後も引き続きバリウムの検診を主とした胃がん検診を推進して、受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。

なお、胃がんリスクの検診の導入につきましては、現在、全国的な導入状況、また先ほど県内の状況等もお話しさせていただきましたが、また郡内の今後の予定ということで、聞き取りもさせていただいたのですが、館林市については昨年から実施している。明和町、千代田町、邑楽町については実施予定はなしということとございました。大泉町については、実施予定はないですが、先行して実施している市町村の状況結果を踏まえて検討したい、そういった回答をいただいております。そういったこととございますし、また国におきましても厚生労働省でがん検診のあり方に関する検討会というものが開かれておまして、この中で市町村事業におけるがん検診のあり方についても検討されております。受診率の向上というのが一つ目標のようですが、そういった国の動き等々、またほかの自治体の動き等を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「板倉町の受診率」と言う人あり〕

○健康介護課長（落合 均君） ちなみに、板倉町の胃のエックス線検査の受診率でございますが、平成24年が11.9%でございます。平成23年が11.5%、おおむね11%から12%ぐらいただと、そのような受診率というこ

とでございます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま課長の答弁いただきました。落合課長、今回の特定健診のときには現場で視察に来ていただいて、本当に熱心だなと思って私もそう感じました。そういう中で、平成24年度の特定健診は、板倉町の2,000人の人が受けています。先ほどの胃がん検診、これは定期検診ですけども、その定期検診は約680名ぐらいの方が受けています。それに対して、要指導を受けた人がやはり1割ぐらいいらっしゃいます。そういうのを考えてみますと、今からこのピロリ菌検査をお考えいただくことは重要なことだなと思っております。これは血液を採取するだけで済むのです。ですから、本当にそんなに、中にはバリウムを飲むのが嫌だなというような、そういう方も聞きますけれども、血液を採取して、そして、そこでピロリ菌の検査ができるという、そういう利点もあるわけですので、これを無料で当町でやっていたら、長期的に見たときに、医療費の削減効果につながっていくのかなと思いますので、できればこれもお考えいただきたい。

そして、館林市でもこれを実施しているわけですので、その辺をお考えいただいて、できればこのピロリ菌検査を特定健診の中に入れて、検査することによって、私は絶対に医療費の削減効果につながっていくことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で秋山豊子さんの一般質問が終了しました。

ここで、先ほどの延山議員からの質問に対し、答弁があります。

山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 申しわけございません。先ほどの認定農業者の地区別の数でございますが、北地区が24名、東地区が18名、南地区が、少ないのですが7名、西地区が35名、計84名ということでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 以上で一般質問の全てが終了いたしました。

---

### ○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 明日の12日には総務文教福祉常任委員会を、13日には産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

14日、15日及び16日は休会とし、17日は総務文教福祉常任委員会を、18日には産業建設生活常任委員会を開催し、決算事務調査を行います。19日は休会とし、20日の最終日は午前9時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 4時59分）